

## 基準2 教育組織（実施体制）

## （1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点に係る状況）

準学士課程は中学校卒業生を対象に5年一貫教育を実施するなか、低学年全寮制を主軸とした全人教育を実施し、国際感覚豊かで工学に関する基礎知識を身に付け、同時に、実験及び実習、情報技術を重視する実践的かつ創造的技術者を養成するという教育方針(資料2-1-①-1)に基づき、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、制御情報工学科、物質工学科の5学科で構成しており、その編成は高等専門学校設置基準の規定に適合している(資料2-1-①-2)。そして、全学科の学生を対象に基礎学力の養成と幅広い教養と人間性を育成する目的で教養科(一般科目担当の教員組織)を置いている。静岡県東部地域には、自動車、産業用機械、電気電子、情報機器、製紙、医薬品関連等の多様な企業が存在し、各分野の技術者の育成が望まれており、静岡県東部地域で唯一の国立の理工系高等教育機関である本校の学科構成は、地域産業界の需要に適合したものとなっている。

資料2-1-①-1

沼津工業高等専門学校の教育理念等に関する規則(抜粋)

第4条 本校の教育方針は、次のとおりとする。

- (1) 低学年全寮制を主軸とするカレッジライフを通じて、全人教育を行う。
- (2) コミュニケーション能力に優れた国際感覚豊かな技術者の養成を行う。
- (3) 実験・実習及び情報技術を重視し、社会の要請に応え得る実践的技術者の養成を行う。
- (4) 教員の活発な研究活動を背景に、創造的な技術者の養成を行う。

(出典 本校規則集)

資料2-1-①-2

沼津工業高等専門学校学則(抜粋)

### 第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員

第7条 学科・学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員
機 械 工 学 科	1	40人
電 気 電 子 工 学 科	1	40人
電 子 制 御 工 学 科	1	40人
制 御 情 報 工 学 科	1	40人
物 質 工 学 科	1	40人

(出典 本校規則集)

各学科は「社会から信頼される、指導力のある実践的技術者」という当校で養成すべき人材像(資料2-1-①-3)を基に「自ら考え行動できる実践的技術者」を共通のキーワードとして教育目的を定めている(資料2-1-①-4)。それらは当校の教育理念、初代校長の遺訓「人柄のよい優秀な技術者となって世の期待にこたえよ」(資料2-1-①-5)とも適合している。

資料2-1-①-3

当校で養成すべき人物像

## 養成すべき人材像

社会から信頼される、指導力のある実践的技術者

(出典 平成 23 年度学生便覧)

資料2-1-①-4

沼津工業高等専門学校の教育理念等に関する規則(抜粋)

第8条 機械工学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 機械の開発・設計・製造の分野において、自ら考え行動できる実践的な技術者を養成することを目的とする。

第9条 電気電子工学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 電気エネルギー・エレクトロニクス・情報通信の開発・設計・製造・運用の分野において、自ら考え行動できる実践的な技術者を養成することを目的とする。

第10条 電子制御工学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 電気・機械・情報工学のシステム統合技術の分野において、自ら考え行動できる実践的な技術者を養成することを目的とする。

第11条 制御情報工学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) コンピュータを応用したシステムの設計・製造・運用の分野において、自ら考え行動できる実践的な技術者を養成することを目的とする。

第12条 物質工学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 化学工業・ファインケミカル・食品工業等の生産技術や研究開発の分野において、自ら考え行動できる実践的な技術者を養成することを目的とする。

(出典 本校規則集)

資料2-1-①-5

沼津工業高等専門学校の教育理念等に関する規則(抜粋)

第2条 本校の教育理念は、次のとおりとする。

(1) 人柄のよい優秀な技術者となって世の期待にこたえよ。

(出典 本校規則集)

(分析結果とその根拠理由)

地域産業界の需要に適合した人材育成を行うに相応しい学科構成となっており、学科及び学級編成は高等専門学校設置基準の規定に適合している。そして、各学科は教育の目的を、共通の人材像を軸に定めており、本校の教育の目的を達成するために適切に構成されていると言える。

**観点2-1-②： 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

(観点に係る状況)

専攻科課程は準学士課程に積み上げ型の3専攻、機械・電気システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、応用物質工学専攻で構成されている(資料2-1-②-1)。本校の専攻科課程は「高等専門学校等の教育における成果と伝統を踏まえ、研究指導を通じた工学に関する深い専門性を基に、創造的な知性と視野の広い豊かな人間性を備えた技術者を育成するとともに、産業界との学術的な協力を基礎に教育研究を行い、もって地域社会の産業と文化の進展に寄与する」ことを目的とし、その目的・内容は学校教育法に適合している(資料2-1-②-1)。教育目標として「(1)工学倫理の自覚と多面的考察力」、「(2)社会要請に応えられる工学基礎学力」、「(3)工学専門知識の創造的活用能力」、「(4)国際的な受信・発信能力」、「(5)産業界における実務への対応能力と、自覚的に自己研鑽を継続できる能力」の5つを掲げ、本校の教育の目的に適合したものとなっている。これらの目標を理解し実践するために実践指針として具体的な内容を定めている(資料2-1-②-2)。なお、3専攻は単一の技術者教育プログラムである「総合システム工学」を構成し、第4、第5学年の教育プログラムと合わせてJABEEの認定を受けている(資料2-1-②-3)。

沼津工業高等専門学校学則(抜粋)

## 第 9 章 専 攻 科

第 44 条 本校に専攻科を置く。

第 45 条 専攻科は、高等専門学校等の教育における成果と伝統を踏まえ、研究指導を通じた工学に関する深い専門性を基に、創造的な知性と視野の広い豊かな人間性を備えた技術者を育成するとともに、産業社会との学術的な協力を基礎に教育研究を行い、もって地域社会の産業と文化の進展に寄与することを目的とする。

第 46 条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員
機械・電気システム工学専攻	8 人
制御・情報システム工学専攻	8 人
応用物質工学専攻	4 人

第 46 条の 2 専攻科に、当該専攻科の授業及び専攻科研究論文の作成等に対する指導を担当させるため、専攻科担当教員を置く。

第 46 条の 3 第 46 条に規定する 3 専攻は、別表第 3 に定める単一の技術者教育プログラムである総合システム工学を構成する。

2 総合システム工学は、別に定める総合システム工学要件を満たさなければならない。

第 46 条の 4 専攻科は、第 45 条の目的を実現するため、次の各号に掲げる教育目標の達成に努めなければならない。

- (1) 社会的責任の自覚と地球・地域環境についての深い洞察力と多面的考察力（工学倫理の自覚と多面的考察力）
- (2) 数学、自然科学及び情報技術を応用し、活用する能力を備え、社会の要求に応える姿勢（社会要請に応えられる工学基礎学力）
- (3) 工学的な解析・分析力及びこれらを創造的に統合する能力（工学専門知識の創造的活用能力）
- (4) コミュニケーション能力を備え、国際社会に発信し、活躍できる能力（国際的な受信・発信能力）
- (5) 産業の現場における実務に通じ、与えられた制約の下で実務を遂行する能力並びに自主的及び継続的に自己能力の研鑽を計画的に進めることができる能力と姿勢（産業現場における実務への対応能力と自覚的に自己研鑽を継続できる能力）

第 47 条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 48 条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

第 48 条の 2 専攻科の教育は、授業及び専攻科研究論文の作成に対する指導によって行うものとする。

第 49 条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第 4 のとおりとする。

第 50 条 専攻科の修業年限は、2 年とする。ただし、4 年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の理由がある場合は、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修により修了することを申し出た時は、4 年の範囲内で修業年限を超えて履修することを認めることができる。ただし、6 年を超えて在学することはできない。

3 前項により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）又は第 1 項の修業年限在学することが予定される学生が、特別な理由により修業年限の変更を希望する場合は、年度を単位とし、校長の承認を受けなければならない。

第 51 条 専攻科の学生の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

（出典 平成 23 年度学生便覧 P11, 12）

## 1. 沼津工業高等専門学校専攻科教育目標の実践指針

専攻科の教育目標は沼津高専学則第 46 条の 4 に定める次の“ A～E ”である（学則第 46 条の(1)～(5)は以下の A～E に対応する）。これらの目標を理解し実践するために、各項目に分項目“ 1～4 ”等を付して実践指針とする。

A. 社会的責任の自覚と、地球・地域環境についての深い洞察力と多面的考察力を身につける。（工学倫理の自覚と多面的考察力）

1. 技術者が経験する実務上の問題点と課題を理解し、技術者と社会の関連を例を挙げて説明できる。
2. 最近の工学倫理上の事例を挙げ、問題点と課題を理解し、技術者として適切に対応する方法について提案することができる。
3. 二つ以上の異なる文化、価値観に基づく、工学技術に関する事項の捉え方の差異を理解し、説明できる。
4. これからの人間活動は自然と調和する必要があることを理解し、工学技術上の諸課題について自然との調和を実践することができる。

B. 数学、自然科学、情報技術を応用し、活用する能力を備え、社会の要求に応える姿勢を身につける。（社会要請に応えられる工学基礎学力）

1. 代表的な物理・化学現象を、数学または情報処理の知識を用いて解析し、その応用例を示すことができる。
2. ワープロ、表計算ソフト、データベースソフト、プレゼンソフトを活用して、学習・研究上の資料を処理し、管理することができる。
3. 実験／計算／フィールドワークを通して自然現象を観測し、そこから現象の法則性を抽出することができる。
4. 自然現象をモデル化し、工学技術的な応用を前提として、シミュレーションすることができる。

C. 工学的な解析・分析力、及びそれらを創造的に統合する能力を身につける。（工学専門知識の創造的活用能力）

1. 工学技術の基礎的な知識・技術を統合し、創造性を発揮して課題を探求し、組み立て、解決することができる。
2. 自己の取り組む研究課題に関する問題点を挙げ、いくつかの工学の基礎的な

知識・技術を駆使して実験／計算／フィールドワークを計画・遂行し、データを正確に解析し、工学的に考察し、その重要性を説明・説得することができる。

3. 自己の取り組む研究課題に関して、工学技術上の機能的評価のみならず、安全性、経済性、環境負荷を考慮した社会的評価ができる。
4. 社会のニーズを工学技術に反映させる過程で、必要とされるデザイン能力について理解し、説明できる。ここで、デザイン能力とは、単なる設計図面制作の能力ではなく、構想力、種々の学問・技術を統合して必ずしも正解のない問題に取り組み、実現可能な解を見つけ出していく能力をいう。

D. コミュニケーション能力を備え、国際社会に発信し、活躍できる能力を身につける。(国際的な受信・発信能力)

1. 日本語で、自己の学習・研究活動の経過を報告し、質問に答えることができる。
2. 自己の研究成果の概要を英語で記述することができる。

E. 産業の現場における実務に通じ、与えられた制約の下で実務を遂行する能力、および自主的、継続的に自己能力の研鑽を計画的に進めることができる能力と姿勢を身につける。(産業現場における実務への対応能力と、自覚的に自己研鑽を継続できる能力)

1. 指定された期限内に、課題を提出できる。
2. 工学技術に関する課題について、チームで取り組み、その中でメンバーシップあるいはリーダーシップを発揮できる。
3. 自分の研究に関連した学会が発行する雑誌を、定期的・継続的に読むことができる。
4. 自主的なゼミ・研究会を組織して、学習・研究活動を行うことができる。

(出典 平成23年度学生便覧 P51, 52)

J A B E E 認定証



(出典 本校公式ウェブサイト)

(分析結果とその根拠理由)

専攻科課程 3 専攻は、準学士の教育成果の上に、研究指導を通じた教育を行い地域社会の産業と文化の進展に寄与することを目的としており、学校教育法の規定に適合したものであるとともに、地域産業界の需要に合致したものであり、本校の教育目的を達成するために適切な構成となっている。

観点2-1-③： 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校は教育の目的を達成するため全学的なセンター等として、機械実習工場、総合情報センター及び地域共同テクノセンターを設置している。各センター長には教員を任命して運営している(資料2-1-③-1)。学科等及びセンター等の業務を遂行する技術専門員と技術職員は技術室に配属され、専門的な技術の内容と必要に応じて、班を構成し業務にあたっている(資料2-1-③-2, 3)。

資料2-1-③-1

沼津工業高等専門学校教員組織規則(抜粋)

(総合情報センター長)

第12条 本校の総合情報センターに、総合情報センター長を置く。

2 総合情報センター長は、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

3 総合情報センター長は、校長の命を受け、総合情報センターに関することを掌理する。

4 総合情報センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

5 総合情報センターに、副総合情報センター長を置くことができる。

6 副総合情報センター長は、総合情報センター長を補佐し、総合情報センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(地域共同テクノセンター長)

第13条 本校の地域共同テクノセンターに、地域共同テクノセンター長を置く。

2 地域共同テクノセンター長は、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

3 地域共同テクノセンター長は、校長の命を受け、地域共同テクノセンターに関することを掌理する。

4 地域共同テクノセンター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

5 地域共同テクノセンターに、副地域共同テクノセンター長を置くことができる。

6 副地域共同テクノセンター長は、地域共同テクノセンター長を補佐し、地域共同テクノセンター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(技術室長)

第14条 本校の技術室に、技術室長を置く。

2 技術室長は、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

3 技術室長は、校長の命を受け、本校技術室に関することを掌理する。

4 技術室長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

(実習工場長)

第16条 本校の実習工場に、実習工場長を置く。

2 実習工場長は、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

3 実習工場長は、校長の命を受け、本校実習工場に関することを掌理する。

4 実習工場長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

5 実習工場に、副実習工場長を置くことができる。

6 副実習工場長は、実習工場長を補佐し、実習工場長に事故あるときは、その職務を代行する。

(以下、省略)

(出典 本校規則集)

資料2-1-③-2

沼津工業高等専門学校技術室規程(抜粋)

(班・班長)

第7条 技術室に、専門的技術の内容と必要に応じて、班および班長を置く。

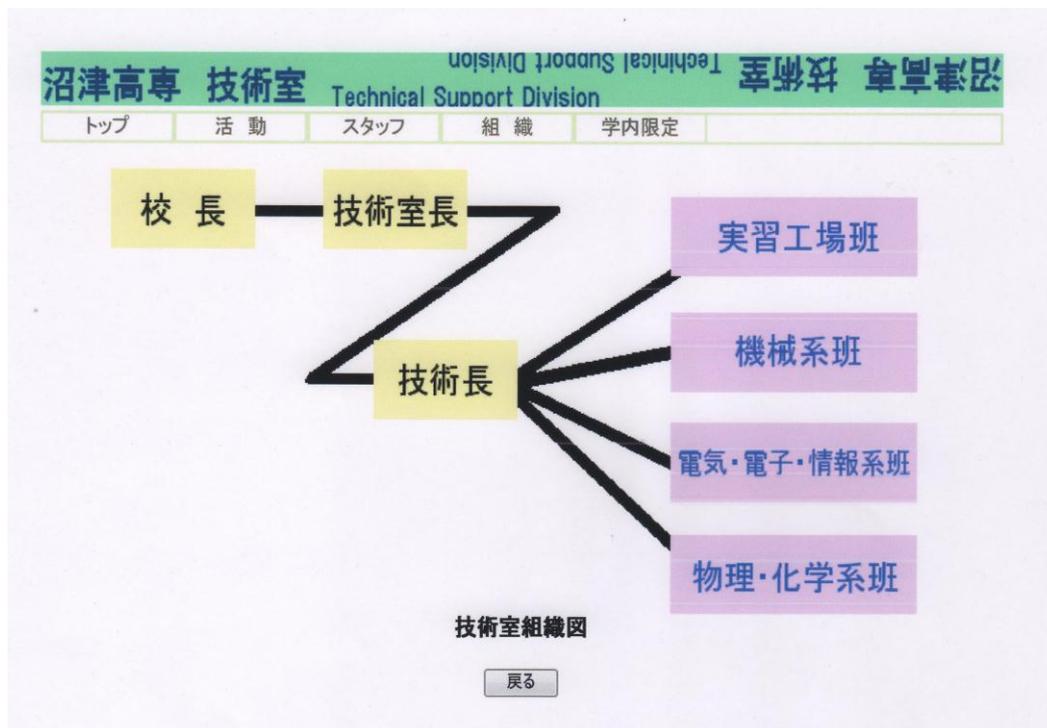
- (1) 実習工場班(主に機械実習工場に関する業務を行う。)
- (2) 機械系班(主に機械工学科及び制御情報工学科に関する業務を行う。)
- (3) 電気・電子・情報系班(主に電気電子工学科, 電子制御工学科及び総合情報センターに関する業務を行う。)
- (4) 物理・化学系班(主に教養科及び物質工学科に関する業務を行う。)

2 班長は上司の命を受け、班の業務を統括し、円滑な業務遂行に努め、必要な連絡調整を行う。

(出典 本校規則集)

資料2-1-③-3

沼津高専技術室組織図



(出典 本校ウェブサイト)

機械実習工場は機械工学科の工作実習を担当しているのみならず他4学科のものづくり実習教育も担当しており(資料2-1-③-4), 全学の実践的のものづくり教育を支えるセンターとなっている。

資料2-1-③-4

平成23年度実習工場の利用状況

■平成23年度時間割

■前期

曜日	1	2	3	4	5	6	7	8
月			M 3		M 3			
火					M 1			
水		E 3(前期 5/11~)						
木					M 2			
金	C 5(前期4/8~)				卒研			

■前期(計画停電時)

曜日	1	2	3	4	5	6	7	8
月	M 3				M 3			
火	M 1							
水		E 3(前期 5/11~)						
木	M 2							
金	C 5(前期4/8~)				卒研			

午後の実習時間に計画停電が予定されている場合、午前の実習を行います。

■後期

曜日	1	2	3	4	5	6	7	8
月			M 3		M 3			
火					M 1			
水		S 3						
木					M 2			
金		D 2			卒研			

後期の計画停電による、時間割変更は未定です。

(出典 本校学内限定ウェブサイト)

他に、卒業研究の実験装置部品等の製作をする学生の支援、ロボコン等の部品作成をする学生等の支援を行う中で、創造的、実践的技術者養成に有効に機能している(資料2-1-③-5)。

資料 2-1-③-5

平成 22 年度技術室依頼加工状況一覧表

**H22年度依頼加工状況表** 2011/3/2現在

228時間00分

No	依頼日	依頼者	品名	数量	加工時間(実働)
1	2010/4/6	松田教員	曲げ試験用治具	1個	14時間00分
2	2010/5/21	渡辺教員	計測機器用円盤状治具	3枚	2時間00分
3	2010/5/24	芹澤教員	キャスト取り付け台	16枚	1時間30分
4	2010/5/24	芹澤教員	フレッドボード固定台	16枚	1時間30分
5	2010/6/4	松田教員	JIS4号試験片	100本	27時間00分
6	2010/6/4	松田教員	ねじり試験片	50本	2時間00分
7	2010/7/6	大島教員	ペーン実験部品	1個	2時間00分
8	2010/7/9	西田教員	シャルピー衝撃試験片	142本	5時間00分
9	2010/7/9	西田教員	硬さ試験片	6個	2時間00分
10	2010/8/3	増田技術士	テンプレート	10個	3時間00分
11	2010/8/18	牛丸教員	アルミシャーシ	2枚	6時間00分
12	2010/8/24	嶋教員	光学実験器具	5個	12時間00分
13	2010/8/30	手塚教員	翼型	4枚	15時間00分
14	2010/9/15	西田教員	フレッティング接触片(SNCM)	40個	18時間00分
15	2010/9/15	西田教員	フレッティング接触片(SNCM)	40個	26時間00分
16	2010/9/22	大島教員	水圧リフト用部品	9個	12時間30分
17	2010/9/27	青木教員	円柱ハブシャフト シャーシ	6個	10時間00分
18	2010/9/30	相良教員	プレート穴あけネジきり	1枚	2時間00分
19	2010/10/1	舟田教員	棒材加工	6個	8時間00分
20	2010/10/4	相良教員	長頭ボルト	2個	3時間30分
21	2010/11/5	山口係長	アンケート回収箱	1個	3時間00分
22	2010/11/19	嶋教員	固定部品	6個	7時間00分
23	2010/12/7	江間教員	高電圧電極	1個	1時間00分
24	2011/1/13	渡辺教員	天板	2枚	5時間30分
25	2011/1/20	ジョン教員	梁固定用ブロック	2セット	13時間00分
26	2011/1/20	渡辺教員	天板	2枚、4枚	9時間00分
27	2011/2/15	相良教員	オモリ	1個	1時間00分
28	2011/2/18	藤尾教員	加工実験用テストピース	1個	6時間30分
29	2011/2/17	嶋教員	フレッドボード	1枚	6時間00分
30	2011/2/17	相良教員	センサー取り付け台	1個	3時間00分
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					

(出典 技術室長作成資料)

総合情報センターは、昭和 51 年に設置された情報処理教育センター(資料2-1-③-6)を母体とし、本校全体の情報基盤整備をも業務として包含する組織として平成 19 年度に発足した(資料2-1-③-7, 8)。

資料2-1-③-6

## 本校の沿革

## 1. 沿 革

- 昭和37. 3. 29 沼津工業高等専門学校（機械工学科及び電気工学科）が設置された。
4. 1 初代校長に静岡大学工学部教授井形厚臣が任命された。
4. 20 開校式並びに昭和37年度入学式を挙行了した。
- 昭和39. 7. 21 校長井形厚臣の急逝により、教授深尾保が校長事務取扱に任命された。
10. 16 2代校長に名古屋大学工学部教授土井静雄が任命された。
- 昭和41. 4. 5 工業化学科が設置された。
- 昭和42. 3. 20 第1回卒業式を挙行了した。
- 昭和45. 4. 1 男子低学年（1、2年）全寮制を開始した。
- 昭和47. 11. 1 創立10周年記念式典を挙行了した。
- 昭和48. 10. 16 3代校長に静岡大学名誉教授樋口泉が任命された。
- 昭和51. 4. 1 第4学年への編入学を認めた。
5. 8 情報処理教育センターが設置された。
- 昭和57. 4. 1 4代校長に東京工業大学名誉教授慶伊富長が任命された。
11. 1 創立20周年記念式典を挙行了した。
- 昭和60. 4. 1 女子低学年（1、2年）全寮制を開始した。
- 昭和61. 4. 1 電子制御工学科が設置された。
- 平成元. 4. 1 工業化学科が物質工学科に改組された。
4. 2 5代校長に文化庁文化財鑑査官工藤圭章が任命された。
- 平成4. 4. 1 機械工学科（2学級）が機械工学科（1学級）と制御情報工学科（1学級）に改組された。
11. 11 創立30周年記念式典を挙行了した。
- 平成8. 4. 1 6代校長に豊橋技術科学大学副学長山下富雄が任命された。
4. 1 専攻科が設置された。
- 平成11. 4. 1 電気工学科が電気電子工学科に改組された。
12. 1 新講義棟竣工
- 平成13. 7. 10 7代校長に東京工業大学事務局長渡邊隆が任命された。
- 平成15. 3. 3 地域共同テクノセンター竣工
- 平成16. 4. 1 8代校長に信州大学事務局長久賀重雄が任命された。
- 平成19. 4. 1 9代校長に文部科学省大臣官房文教施設企画部長大島寛が任命された。
- 平成20. 4. 4 校長大島寛の配置換えにより、教授柳下福藏が校長事務代理に任命された。
5. 12 10代校長に校長事務代理柳下福藏が任命された。

(1)

(出典:平成 23 年度学生便覧P 1)

## 沼津工業高等専門学校総合情報センター規則(抜粋)

## (設置)

第1条 沼津工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、総合情報センター(以下「センター」という。)を置く。

## (目的)

第2条 センターは、学内情報基盤の維持管理、運用及び設計並びに学内情報資源の有効活用のための企画、調整及び技術支援等を行うとともに、学内全般の情報教育の中心的役割を担うことを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学内情報基盤の維持管理、運用及び設計に関すること。
- (2) 学内情報ネットワークのセキュリティ管理に関すること。
- (3) サブネットワーク運用の調整及び技術支援に関すること。
- (4) 学内情報資源の有効活用のための企画、調整及び技術支援に関すること。
- (5) 事務情報化の推進に関すること。
- (6) 学生に関する情報教育に関すること。
- (7) 高等専門学校情報処理教育研究委員会に関すること。
- (8) プログラミングコンテストに関すること。
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(以下、省略)

(出典 本校規則集)

## 情報センター組織図ならびに平成23年度構成員

## 組織

## 平成23年度 総合情報センタースタッフ

- センター長 : 牛丸真司 教授
- 副センター長 : 中道義之 講師
- 部門長
  - 情報システム管理部門 : 青田広史 技術専門職員
  - 情報化推進部門 : 牛丸真司 教授
  - 情報教育部門 : 中道義之 講師
- センター員
  - 三谷祐一郎 准教授 (情報教育)
  - 眞鍋 保彦 講師 (情報教育)
  - 出川 智啓 講師 (情報教育)
  - 鈴木 康人 准教授 (情報教育)
  - 轟科 知之 講師 (情報教育)
  - 駒 佳明 准教授 (情報教育)
  - 原田 龍一 技術専門職員 (情報システム管理)
  - 桶田 真司 技術職員 (情報システム管理)
  - 中村 玲治 技術職員 (情報システム管理)
  - 小澤 光 事務職員 (情報化推進)

(出典 本校公式ウェブサイト)

情報技術を重視した本校の教育方針に沿って、学内全般の情報教育の中心的役割を担っており、全学科の低学年時における情報リテラシー教育を担当しているほか、学内の情報処理演習室の教育用システムの維持管理業務も担っており、総合情報センター内の演習室は多くの科目で利用されている(資料 2-1-③-9)。

資料2-1-③-9

平成 23 年度前期 情報センターの利用状況

第一演習室

時限	月	火	水	木	金
1・2時限 8:50~10:20	中道 情報処理基礎 C1	松本 数値解析 S4	中道 情報処理基礎 S1	小林隆 数値解析 M4	嶋 プログラミング E2
	中道 情報処理基礎 C1	松本 数値解析 S4	中道 情報処理基礎 S1	小林隆 数値解析 M4	嶋 プログラミング E2
3・4時限 10:35~12:50	眞鍋 アルゴリズム AD	-	三谷 プログラミング M2	中道 情報処理基礎 D1	-
	眞鍋 アルゴリズム AD	-	三谷 プログラミング M2	中道 情報処理基礎 D1	-
5・6時限 13:05~14:35	大石 文学特論 S4	-	後藤 物質工学入門 C1	桶田 機械工作実習 M2	中道 情報処理基礎 M1
	大石 文学特論 S4	-	後藤 物質工学入門 C1	桶田 機械工作実習 M2	中道 情報処理基礎 M1
7・8時限 14:50~16:20	藤尾 図形処理 S4	中道 情報処理基礎 E1	-	桶田 機械工作実習 M2	M科教員 機械工学入門 M1
	藤尾 図形処理 S4	中道 情報処理基礎 E1	-	-	M科教員 機械工学入門 M1
放課後 16:20~	-	-	-	-	-

第二演習室

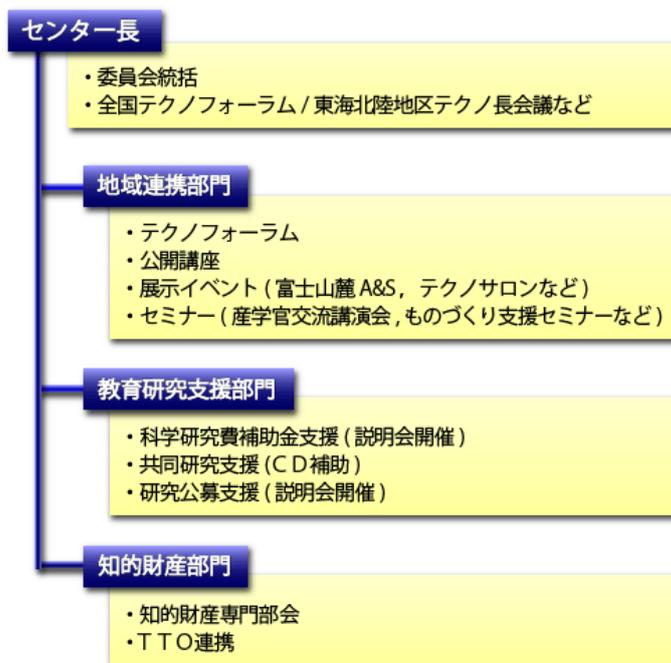
時限	月	火	水	木	金
1・2時限 8:50~10:20	芳野 化学情報学 AD	-	-	大石 文学特論 D4	-
	芳野 化学情報学 AD	-	-	大石 文学特論 D4	-
3・4時限 10:35~12:50	-	-	-	M科教 工業外国語 M5	-
	-	-	-	M科教 工業外国語 M5	-
5・6時限 13:05~14:35	山根 学生実験 C4	山根 学生実験 C4	-	青田 学生実験 E3	-
	山根 学生実験 C4	山根 学生実験 C4	-	青田 学生実験 E3	-
7・8時限 14:50~16:20	山根 学生実験 C4	山根 学生実験 C4	-	青田 学生実験 E3	-
	山根 学生実験 C4	山根 学生実験 C4	-	青田 学生実験 E3	-
放課後 16:20~	-	-	-	-	-

(出典 本校学内限定ウェブサイト)

地域共同テクノセンターは平成 16年に発足し、地域共同テクノセンター長を委員長とした地域連携・研究支援委員会が設置され、部門制による組織を構成することでセンターの機能的な運営が行われている(資料2-1-③-10)。

資料 2 - 1 - ③ - 10

地域共同テクノセンターが運営する地域連携・研究支援委員会組織図



(出典 本校公式ウェブサイト)

また、地域共同テクノセンターでは先端の設備を活用した共同研究が 53 件、受託研究が3件と全国高専でもトップクラスの共同研究が実施されている(資料2-1-③-11)。

平成22年度共同研究受託研究一覧

共同研究				
本校研究担当者	研究題目	開始日	延長開始	研究終了日
M小林隆, 新富, 永禮	極低温乾燥真空発生装置用的高断熱フレキシブル配管及び継手の開発	研究料納付後(20.7.22)		H23.3.31
M小林隆	管フランジ継手の密封性能に与えるガスケット特性及び温度条件の影響に関する研究	H21.4.1		H22.6.30
C蓮實	脱酸技術によるオカラ及び食品工場由来の未利用副産物を機能性飼料化する研究	契約締結日(H21.4.13)		H22.5.31
S藤尾	検査治具のCADによる自動設計及び加工NCデータ変換	H21.5.28		H22.5.27
C稲津	メタン貯蔵剤の開発	研究料納付後(H21.6.11)		H22.5.31
C蓮實, 竹口	馬鈴薯澱粉工場におけるタンパク質回収技術の開発	研究料納付後(H21.7.6)		H22.4.30
C蓮實, 竹口	酸等電点沈殿処理上清の嫌気性微生物分解の可能性について	研究料納付後(H21.8.31)		H22.4.30
C蓮實	微生物によるガソリンスタンドの油汚染土壌浄化	研究料納付後(H21.8.27)		H22.8.31
C蓮實	イムノクロマト法高感度化技術の確立	研究料納付後(H21.10.14)		H22.7.31
C蓮實	新規消化管がんマーカーを指標とした診断方法の開発	研究料納付後(H21.10.14)		H22.7.31
C蓮實, 竹口	アルカリゲネス・フェカリス菌を用いた脱臭装置の研究	研究料納付後(H21.10.20)		H22.8.31
C蓮實, 竹口	二流体ノズルを用いた霧化粒子塗着装置の開発	研究料納付後(H21.9.25)		H22.4.30
C蓮實, 稲津, 薬科	水素化マグネシウムの利用技術開発	研究料納付後(H21.12.15)		H22.5.31
C蓮實, E望月孔, C稲津	センシングに関する要素技術の検討	H21.4.22		H24.3.31
C蓮實, 稲津	スラッジの発生を抑制しためっき廃液処理方法の開発	研究料納付後(H21.6.10)		H23.3.31
S藤尾, 鈴木茂	プラスチック金型の高効率・高精度加工	H22.4.1		H23.3.31
S藤尾	金型加工の高性能化	H22.4.1		H23.3.31
C押川	1光酸化による芳香族アルデヒド類及びカルボン酸類の製造に関する研究	H22.4.1		H23.3.31
L住吉	クラスター模型による核構造及び反応の研究	H22.4.1		H23.3.31
C蓮實	光触媒と紫外線灯の組合せによる滅菌・殺菌作用の確認	研究料納付後(H22.5.7)		H23.3.31
E高野	回転子、固定子を同軸で回転させる発電機の開発研究	研究料納付後(H22.5.28)		H22.9.30
C芳野	コラヒムブツのマウス免疫系に対する作用に関する研究	研究料納付後(H22.4.30)		H23.3.31
C蓮實	プロテアーゼを使い、経腸の旨み成分を増加させ、削り節に加工する加工方法の開発及びかつおぶし虫の体内に持つ有	研究料納付後(H22.6.30)		H23.3.31
C竹口	人の疲労度、集中力の計測方法の確立	研究料納付後(H22.6.30)		H23.4.30
D鄭	防振台に組み込むダンパーの開発	研究料納付後(H22.5.14)		H23.3.31
C蓮實	イムノクロマト法高感度化基盤技術の化学的解析	研究料納付後(H22.6.15)		H23.7.31
C蓮實	新規消化管がんマーカーを指標とした診断技術の開発	研究料納付後(H22.6.15)		H23.7.31
S藤尾	検査治具のCADによる自動設計及び加工NCデータ変換	H22.5.28		H23.5.27
M西田	海外鋼管の4点曲げ疲労強度に関する研究	H22.6.7		H22.12.31
C竹口	スプレイ方式による薄膜塗布装置の研究開発	研究料納付後(H22.6.7)		H23.4.30
C渡辺	リンを含む排水からのリン回収に関する研究	研究料納付後(H22.6.10)		H23.3.20
C蓮實	二流体ノズルとアルカリゲネス・フェカリス菌を用いた新規脱臭装置の開発	研究料納付後(H22.6.10)		H23.8.31
D川上	飲料用紙容器におけるスライプ成形不良の画像検知方法に関する研究	研究料納付後(H22.7.15)		H23.6.30
M小林	管フランジ継手の密封性能に与えるガスケット特性及び温度条件の影響に関する研究	H22.7.1		H23.3.31
S長谷	実務スキル涵蓋する高専一技科大における制御工学教育プログラムの検討と作成	H22.7.1		H23.3.15
C渡辺	技術者教育としての課外活動の可能性の提示と「人間力」養成メソッドの開発	H22.7.1		H23.3.15
C渡辺	持続可能な社会構築を目的とする市民の連携促進と環境配慮型まちづくりへの応用	H22.7.1		H23.3.15
S藤尾	機械システムのロバスト運動制御に関する研究	H22.7.1		H23.3.15
E佐藤	近接場光デバイスの基盤技術の研究開発	H22.7.1		H23.3.15
D遠山	ナノコンポジット材料の高電界下での電荷挙動の把握と電気伝導機構の解明	H22.7.1		H23.3.15
C稲津	有機遷移金属錯体を構造規制剤に用いた新規ゼオライト合成法の開発と吸着、触媒能の特性化	H22.7.1		H23.3.15
E望月孔	戸別同報受信機の商品化に関する研究	研究料納付後(H22.7.30)		H23.3.31
C稲津	担持パラジウム触媒の酸化物薄膜修飾による触媒燃焼の基質選択性向上	H22.7.23		H23.3.31
E野毛	水晶基板の加工技術と特性評価に関する研究	H22.7.23		H23.3.31
D遠山	電力ケーブル線路の水トリー化診断法の開発(その5)	研究料納付後(H22.9.30)		H23.3.31
C蓮實	微生物によるガソリンスタンドの油汚染土壌浄化	研究料納付後(H22.8.30)		H23.8.31
C蓮實, 竹口	電巻流発生装置を利用した水質浄化技術の検証	研究料納付後(H22.9.2)		H23.3.31
C蓮實, 竹口	馬鈴しょ澱粉工場排水の新規処理技術の検討(膜分離)ニフリューム水の好気性微生物分解の可能性について	研究料納付後(H22.9.13)		H23.4.30
C芳野	コラヒムブツのマウス脂質代謝系に対する作用に関する研究	研究料納付後(H22.9.2)		H23.3.31
C蓮實, 稲津, 薬科	MgH2の加水分解促進・制御技術の開発とMgH2適用プロトタイプ携帯充電器の試作	研究料納付後(H22.9.9)		H23.3.31
E望月孔	軸受け摩擦センサー開発の調査研究	研究料納付後(H22.11.19)		H22.12.24
C稲津	BWRシビアアクシデント時の格納容器内残留水素除去のためのアンモニア合成触媒に関する研究	研究料納付後(H22.11.30)		H23.3.25
C押川	光触媒によるトルエン誘導体の光直接酸化の化学種決定	契約締結日(H22.11.29)		H23.3.31

委託研究			
本校研究担当者	研究題目	開始日(延長開始)	研究終了日
S相良	水平&鉛直器のデジタル表示化	研究料納付後 (H22.7.30)	H23.2.28
S相良	骨髄採取工具の試作開発	H22.9.13	H23.2.28
S藤尾	拡張現実感技術を応用した超音波ガイド下穿刺手技支援システムの開発	H22.9.13	H23.2.28

(出典 総務課作成資料)

多くの学生がこれらの研究に積極的に参加しており(資料2-1-③-12)、総合開発力のある学生の育成と地域産業界との連携を実現し、教育目標でもある「産業の実務に通じた実践的かつ創造的な技術者の養成」に大きな成果を上げている。

資料2-1-③-12

地域共同テクノセンター指紋認証登録概数一覧

平成23年度地域共同テクノセンター利用一覧

申請名	提出日	テクノセンター施設・設備										
		申請者	利用目的	期間(始)	期間(終)	施設名				設備名	その他学内利用者	
					1F	2F	3F	3F				
					研究室	研究室	研修室	研究室				
1 新富 雅仁	平成23年2月25日	M新富	その他(専攻科研究および専攻科実験での使用)	H23.4.1	H24.3.31	○					レーザー顕微鏡	
2 芳野 恭士	平成23年2月25日	C芳野	共同研究(感光)	H23.4.1	H24.3.31		○				質量分析計	
3 稲津 晃司	2011/3/4(差替え) 2011/3/30	C稲津	1.共同研究(矢崎総業) 2.共同研究(東芝電力システム社)	H23.4.1	H24.3.31		○				中央実験台および局所排気装置付きドラフトチャンバー	学生4名(C5吉田健人、C5大嶽遼子、C5辻井明日香、C5曲木有希)
4 蓮実 文彦	平成23年3月16日	C蓮実	共同研究(ピーエル(イムノ))	H23.4.1	H24.3.31		○				LC/MS, LC	学生1名(C5鈴木健士郎)
5 蓮実 文彦	平成23年3月16日	C蓮実	共同研究(ピーエル(がんマーカー))	H23.4.1	H24.3.31		○				LC/MS, LC	学生1名(C5新美茉莉)
6 蓮実 文彦	平成23年3月16日	C蓮実	共同研究(給与総合研究所)	H23.4.1	H24.3.31		○				GC/MS	学生1名(CB2福田洋平)
7 蓮実 文彦	平成23年3月16日	C蓮実	共同研究(山岡環境設計)	H23.4.1	H24.3.31		○				アンモニア吸収装置	学生1名(CB2河村 慧)
8 蓮実 文彦	平成23年3月18日	C蓮実	共同研究(合資会社 高福)	H23.4.12	H24.3.31		○				LC/MS, LC	学生1名(C5谷口勇貴)
9 蓮実 文彦	平成23年3月18日	C蓮実	共同研究(小清水町農協)	H23.4.1	H24.3.31		○				LC/MS, LC	学生1名(C5土屋陽香)
10 桶田 真司	平成23年3月30日	技術室 桶田	その他(3次元立体造形機 Elite/ZPrinterのメンテナンス)	H23.4.1	H24.3.31				○		Dimension Elite, 超音波洗浄機 Z Corp Z Printer 450	
11 渡辺 敦雄	平成23年3月30日	C渡辺敦	共同研究(日井国際産業)	H23.4.1	H24.3.31		○				RO膜装置、HPF、電気透析装置など	学生4名(C5青山奈々恵、C5勝又美香、C5鈴木昂生、C5山田大貴)
12 渡辺 敦雄	平成23年3月30日	C渡辺敦	共同研究(豊橋技科大)	H23.4.1	H24.3.31		○				WiFiFitなどの身体動揺測定装置など	学生4名(C5青山奈々恵、C5勝又美香、C5鈴木昂生、C5山田大貴)
13 永禮 哲生	平成23年3月31日	M永禮	共同研究(アトマックス)	H23.4.1	H24.3.31	○			○		レーザー顕微鏡・三次元造形機	
14 山中 仁	平成23年3月31日	M山中	その他(3次元デジタル設計造形コンテスト)	H23.4.1	H24.3.31				○		Dimension Elite, Zprinter, 周辺PC	
15 西田 友久	平成23年3月31日	M西田	その他(科研費研究)	H23.4.1	H24.3.31	○					超深度形状測定顕微鏡 VK-8500	
16 竹口 昌之	平成23年3月31日	C竹口	共同研究(小清水町農協)	H23.4.1	H24.3.31		○				ガスクロマトグラフ質量分析計	
17 藤尾 三紀夫	平成23年3月31日	S藤尾	共同研究(東芝機械)	H23.4.1	H24.3.31	○		○	○		マシニングセンター(V33) プロジェクタ, デスクトップパソコン(MasterCAM, SolidWorksほか)	学生4名(DS1山梨友里恵, DS1矢野公規, S4秋山繪梨, S5石原賢太)
18 藤尾 三紀夫	平成23年3月31日	S藤尾	共同研究(友成機工)	H23.4.1	H24.3.31	○		○	○		プロジェクタ, デスクトップパソコン(SolidWorks, MasterCAM, NaskaView), 立型マシニングセンター-V33	学生4名(S4川口龍樹, S4長谷川充, S5松藤 瞭, S5三改木裕矢)
19 藤尾 三紀夫	平成23年3月31日	S藤尾	共同研究(東静クボタ工機)	H23.4.1	H23.5.27	○		○	○		プロジェクタ, ノートパソコン, デスクトップパソコン(SolidWorks), 立型マシニングセンター-V33	学生1名(S4杉山大輔)
20 柳下 福蔵	平成23年3月31日	校長柳下	その他(教員研究)	H23.4.1	H24.3.31	○					エアー駆動二重偏心式スバイラル穴あけ加工装置 他	拓植技術補佐員
21 古川 一実	平成23年3月31日	C古川	その他(教員研究)	H23.4.1	H24.3.31		○				クリーンベンチ	
22 芳野 恭士	平成23年4月25日	C芳野	その他(キムテック共同研究予備実験)	H23.4.25	H24.3.31		○				質量分析計	C押川 学生3名(CB1大石駿介, CB1橋本美弥, CB1間部涼祐)

(出典 総務課作成資料)

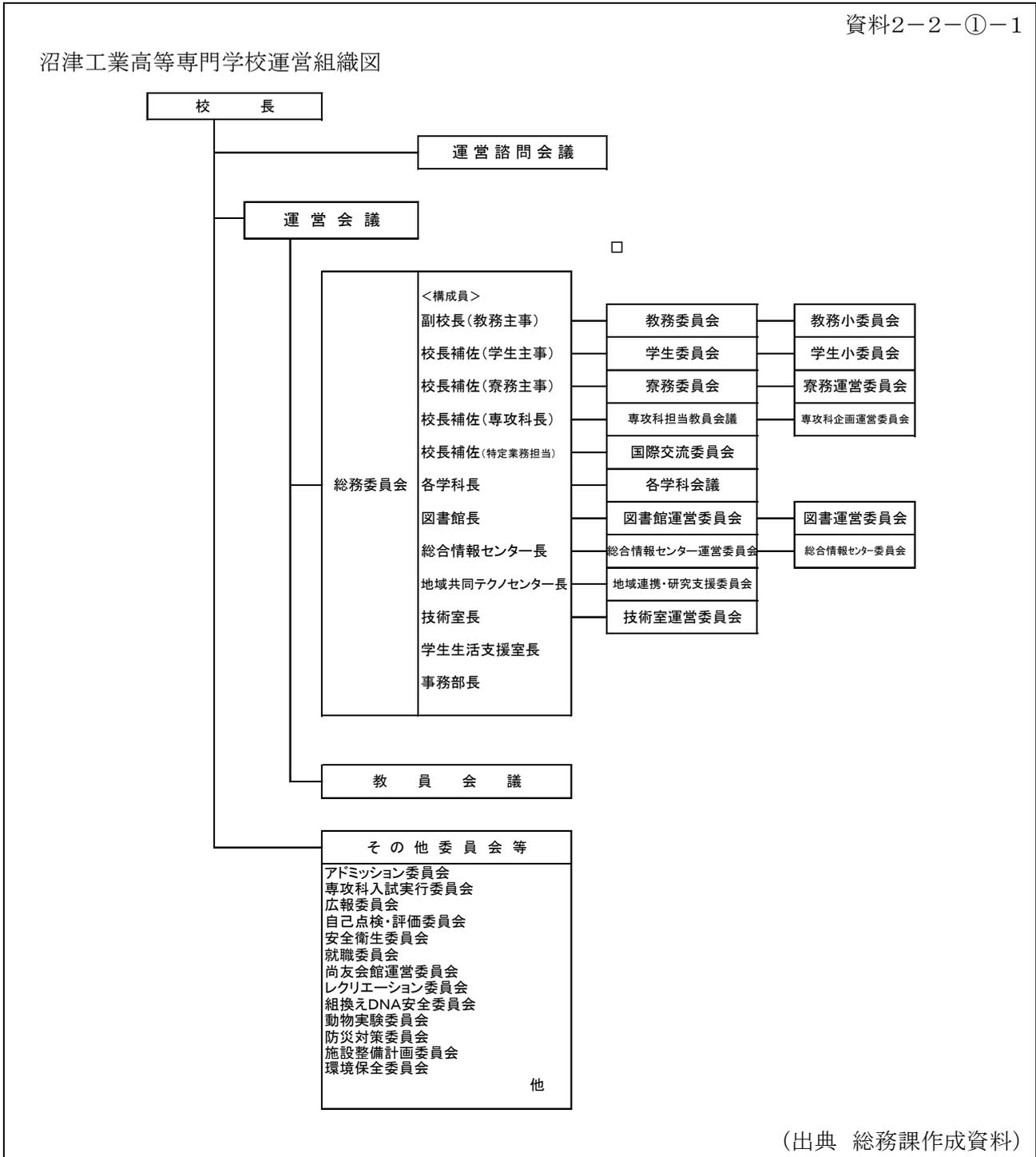
(分析結果とその根拠理由)

各センターは教育組織の一部として全学的に活用されており、教育の目的を達成する上で適切である。

観点 2-2-①： 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。

(観点に係る状況)

本校は、教育活動を有効に展開するために、校長の下に各種会議及び委員会が組織されている(資料2-2-①-1)。



運営会議(資料2-2-①-2)は校長、副校長、校長補佐、事務部長、各課長を構成員とし、総務委員会(資料2-2-①-3)に諮る教育活動と管理運営上の重要事項を協議する場として毎月定期的に開催している。総務委員会は校長、副校長、校長補佐、各学科長、各施設長等及び事務部長を構成員として、校長が議長を務め、教育・研究・管理運営等の総括責任者として提案議題について審議し、教育活動上の学校の方針を決定する最高意思決定機関として毎月1回開催されている。

資料2-2-①-2

沼津工業高等専門学校運営会議規則

(平成 16.5.12 制定)

最終改正 平成 22.4.14

(設置)

第1条 沼津工業高等専門学校に、沼津工業高等専門学校運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 運営会議は、全校的視野に立った機動的な学校運営を推進するために必要な連絡調整を図ることを任務とする。

(組織)

第3条 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長(教務主事)、校長補佐(学生主事)及び校長補佐(寮務主事)
- (3) 事務部長
- (4) 総務課長及び学生課長
- (5) その他校長が必要と認める者

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、校長をもって充てる。

(会議の開催)

第5条 運営会議は、原則として毎月2回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することがある。

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めるときは、第3条に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年5月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年4月 1日から施行する。

附 則

この規則は平成21年4月17日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

(出典 本校規則集)

資料2-2-①-3

## 沼津工業高等専門学校総務委員会規則

(昭和 49.2.25 制定)

最終改正 平成 21.4.17

(目的)

第1条 沼津工業高等専門学校の管理運営の円滑を図るため、総務委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(組織)

第2条 委員会は、校長が主宰し、次の委員をもって組織する。

(1)副校長(教務主事)、校長補佐(学生主事)及び校長補佐(寮務主事)

(2)学科長、教養科長及び専攻科長

(3)本校教員で校長が任命した者

(4)事務部長

(審議事項)

第3条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

(1)教育の方針に関すること。

(2)学校の管理運営に関すること。

(3)その他必要と認められること。

(会議)

第4条 委員会は毎月1回校長がこれを招集する。ただし、必要あるときは、臨時にこれを招集することができる。

2 校長に事故あるときは、副校長(教務主事)がその職務を代行する。

(委員以外の者の委員会への出席)

第5条 校長が必要と認めたときは、その都度委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見をきくことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事をおき、会務を整理する。

2 幹事は、総務課長及び学生課長をもって充てる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則の改廃の必要あるときは、委員会の審議を経て校長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和 49 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 14 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 21 年 4 月 17 日から施行し、平成 20 年 8 月 1 日から適用する。

(出典 本校規則集)

教員会議(資料2-2-①-4)は校長及び全教員が構成員となり、意思の統一及び情報の共有を図っている。

資料2-2-①-4

沼津工業高等専門学校教員会議規則

(昭和 50.2.12 制定)

最終改正 平成 19.3.14

(目的)

第1条 沼津工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教務・厚生補導及びその他に関する校長の諮問事項を審議するため教員会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、校長が主宰し、本校専任の教授・准教授・講師・助教・助手をもって組織する。

(教員以外の者の会議への出席)

第3条 校長が必要と認めるときは、その都度前条以外の者を会議に出席させ、その報告及び意見を求めることができる。

(会議)

第4条 会議は校長がこれを招集し、毎月1回開催することを原則とする。ただし、必要あるときは臨時にこれを招集することができる。

2 会議の司会及び進行は、校長の指名する教員がこれにあたる。

(常置委員会への審議事項の付託)

第5条 会議の審議事項について必要と認められたものは、常置の委員会にその審議を付託することができる。

2 常置委員会の委員長は、付託された審議事項の審議結果を会議に報告するものとする。

(会議の事務)

第6条 会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則の改廃の必要あるときは、会議の審議を経て校長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和 50 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 14 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(出典 本校規則集)

校長の下、副校長(教務主事)、校長補佐(学生主事)と校長補佐(寮務主事)の3主事を置き(資料2-2-①-5)、平成 22 年度からは校長補佐(専攻科長)及び校長補佐(特定業務担当)、平成 23 年度からは校長補佐(専攻科長)、校長補佐(国際交流・FD担当)及び校長補佐(学際教育担当)を置き、教育活動を有効に展開する教員組織を構成している(資料2-2-①-6)。

資料2-2-①-5

沼津工業高等専門学校学則(抜粋)

第9条 本校に副校長(教務主事)・校長補佐(学生主事及び寮務主事)を置く。

2 副校長(教務主事)は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 校長補佐(学生主事)は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

4 校長補佐(寮務主事)は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(出典 本校規則集)

資料2-2-①-6

沼津工業高等専門学校教員組織規則(抜粋)

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、学則第8条第1項に規定する教職員のうち、教授、准教授、講師及び助教で、本校に常時勤務する者をいう。

2 この規則において「専門学科」とは、学則第7条第1項に定める学科をいう。

(教員組織)

第3条 本校に専門学科のほか教養科を置き、原則として、教員は専門学科及び教養科(以下「学科等」という。)のうちいずれかの組織に属するものとする。

(副校長)

第4条 機構組織規則第5条第3項及び学則第9条第1項の規定に基づき、本校に副校長を置く。

2 副校長は、本校の教授の中から校長が任命する。

3 副校長は、校長を補佐し、本校の校務を掌理する。

4 副校長は、校長が不在のときはその職務を代行する。

5 副校長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副校長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

(校長補佐)

第5条 機構組織規則第5条第3項及び学則第9条第1項の規定に基づき、本校に校長補佐を置く。

2 校長補佐は、本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

3 校長補佐は、校長の職責遂行を助ける。

4 校長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、校長補佐に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

第5条の2 前条に定めるもののほか、本校に臨時の校長補佐を置くことができる。

## (主事)

第6条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第175条、機構組織規則第5条第1項及び学則第9条第1項の規定に基づき、本校に教務主事、学生主事及び寮務主事(以下「主事」という。)を置く。

2 独立行政法人国立高等専門学校機構の主事等の任免に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第61号)の規定に基づき、教務主事については本校の教授の中から、学生主事及び寮務主事については本校の教授又は准教授の中から、それぞれ校長の推薦を受けて独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が任命する。

3 主事は、それぞれ学則第9条第2項から第4項までに掲げる職務を掌理する。

4 主事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該主事に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

## (専攻科長)

第9条 本校の専攻科に、専攻科長を置く。

2 専攻科長は、専攻科の授業を担当する本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

3 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科に関することを掌理する。

4 専攻科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

## (学科長及び教養科長)

第10条 学科等に、学科長及び教養科長(以下「学科長等」という。)を置く。

2 学科長等は、本校の教授の中から校長が任命する。

3 学科長等は、校長の命を受け、次の各号に掲げる業務を行い、当該学科等の運営及び連絡調整に当たるものとする。

- (1) 当該学科等の運営及び会議に関すること。
- (2) 当該学科等を代表して意見の具申及び連絡調整に当たること。
- (3) 当該学科等の教育計画の立案及び学生の教育指導に関すること。
- (4) 所属教員の研究の伸展に関すること。
- (5) 当該学科等に属する施設、設備、機械及び器具等の管理に関すること。
- (6) 当該学科学生の進路指導に関すること。
- (7) その他当該学科等に関すること。

4 学科長等の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該学科長等に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

5 その他、学科長等の職務に関する事項は、別に定める。

(出典 本校規則集)

副校長(教務主事)は教育課程の編成及び実施、学校行事、入学、退学、転学の許可、進級及び卒業の認定、出欠の扱い、指導要録の作成、教科書、その他図書及び教材の扱い等について校長を補佐し、教務委員会(資料2-2-①-7)を運営している。教務委員会へ諮る事項等は主事・主事補・教務委員からなる教務小委員会で事前に検討を行っている(資料2-2-①-8)。

資料2-2-①-7

沼津工業高等専門学校教務委員会規則

(昭和 49.4.1 制定)

最終改正 平成 20.2.13

第1条 沼津工業高等専門学校の教務に関する重要な事項を審議するため、教務委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1)副校長(教務主事)
- (2)教務副主事
- (3)教務主事補
- (4)学科長、教養科長及び専攻科長
- (5)図書館長
- (6)本校教員で校長が任命した者

(審議事項)

第3条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1)教育課程及び授業時間割の編成に関する事。
- (2)学校行事に関する事。
- (3)学生の教科履修に関する事
- (4)入学、退学、編入及び転科等に関する事。
- (5)指導要録等教務記録に関する事。
- (6)その他教務に関し必要と認められる事。

(委員の任期)

第4条 委員は、校長が任命し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、副校長(教務主事)とする。

2 委員長に事故あるときは、教務副主事はその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、必要と認めるとき委員会を開催し、その議長となる。

(小委員会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、適時に小委員会をおき、委員長から委嘱された者は、指定された事項について調査及び研究し、委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の委員会への出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、その都度委員以外の者に委員会への出席が求め、その意見をきくことができる。

(校長への報告)

第9条 委員長は、委員会で審議された事項を、校長に報告するものとする。

(幹事)

第10条 委員会に幹事をおき、会務を整理する。

2 幹事は、学生課長をもってあてる。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、学生課教務係において処理する。

(雑則)

第12条 この規則の実施について、この規則の規定によりがたいときは、委員会の審議を経て、委員長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和 49 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年4月 14 日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年4月1日から施行する。

(出典 本校規則集)

資料2-2-①-8

教務小委員会開催の連絡通知メール

教務小委員会委員各位

大島です。

下記のように第2回教務小委員会を開催したいと思っております。(ご都合が合わない先生方には申し訳ありません。)

記

日時：5月9日(月) 15:45~17:00

場所：第3会議室(予定)

大河係長殿、部屋の確保をお願いいたします。

主な議事：

- 1) 校長リーダーシップ経費申請について
- 2) 教務規則の整備
- 3) 学習支援の進捗
- 4) 到達度評価(GPA)の進捗
- 5) 中間試験時間割
- 6) 教員相互の授業参観
- 7) 静岡大学との教育・研究協力協定の具体的活動
- 8) 企業技術者等活用プログラム
- 9) その他

以上、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

(出典 本校校内メール)

校長補佐(学生主事)は学生の課外活動, 集団指導, 奨学金, 職業指導(就職等), 学生会及びその行事, 保健指導, 厚生福祉等について校長を補佐し, 学生委員会(資料2-2-①-9)及び主事・主事補からなる学生小委員会を運営している。

資料2-2-①-9

学生委員会規則

(昭和 49.4.1 制定)

最終改正 平成 20.2.13

第1条 沼津工業高等専門学校の教務に関する重要な事項を審議するため、教務委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1)副校長(教務主事)
- (2)教務副主事
- (3)教務主事補
- (4)学科長、教養科長及び専攻科長
- (5)図書館長
- (6)本校教員で校長が任命した者

(審議事項)

第3条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1)教育課程及び授業時間割の編成に関すること。
- (2)学校行事に関すること。
- (3)学生の教科履修に関すること
- (4)入学、退学、編入及び転科等に関すること。
- (5)指導要録等教務記録に関すること。
- (6)その他教務に関し必要と認められること。

(委員の任期)

第4条 委員は、校長が任命し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、副校長(教務主事)とする。

2 委員長に事故あるときは、教務副主事はその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、必要と認めるとき委員会を開催し、その議長となる。

(小委員会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、適時に小委員会をおき、委員長から委嘱された者は、指定された事項について調査及び研究し、委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の委員会への出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、その都度委員以外の者に委員会への出席が求め、その意見をきくことができる。

(校長への報告)

第9条 委員長は、委員会で審議された事項を、校長に報告するものとする。

(幹事)

第10条 委員会に幹事をおき、会務を整理する。

2 幹事は、学生課長をもってあてる。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、学生課教務係において処理する。

(雑則)

第12条 この規則の実施について、この規則の規定によりがたいときは、委員会の審議を経て、委員長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和 49 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年4月 14 日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年4月1日から施行する。

(出典 本校規則集)

校長補佐(寮務主事)は学寮の運営、管理、寮生の生活指導及び寮内規律の保持、その他寮務関係事項について校長を補佐し、寮務委員会(資料2-2-①-10)及び寮務運営委員会を運営している。

資料2-2-①-10

寮務委員会規則

(昭和 49.10.30 制定)  
最終改正 平成 20.2.13

(目的)

第1条 沼津工業高等専門学校学生寮規則第8条に基づく寮務に関する重要な事項を審議するため、寮務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1)寮生の教育及び訓育指導に関すること。
- (2)寮生の健康管理に関すること。
- (3)寮生の福利厚生に関すること。
- (4)寮生の生活相談に関すること。
- (5)学生の入寮及び退寮に関すること。
- (6)その他寮務に関し、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1)校長補佐(寮務主事)
- (2)副校長(教務主事)
- (3)校長補佐(学生主事)
- (4)寮務副主事
- (5)寮務主事補
- (6)寮監
- (7)学級担任学年代表
- (8)本校教員で校長が任命した者

(委員の任期)

第4条 委員は校長が任命し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は、校長補佐(寮務主事)とする。

2 委員長に事故あるときは、寮務副主事がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、必要と認めたとき、委員会を開催し、その議長となる。

(小委員会)

第7条 委員長が必要と認めたときは、適時に小委員会をおき、委員長から委嘱された者は、指定された事項について調査及び研究し、委員会に報告するものとする

(委員以外の者の委員会への出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、その都度委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見をきくことができる。

(校長への報告)

第9条 委員長は、委員会で審議された事項を校長に報告するものとする。

(幹事)

第10条 委員会に幹事をおき、会務を処理する。

2 幹事は、学生課長をもってあてる。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、学生課寮務係において処理する。

(雑則)

第12条 この規則の実施について、この規則の規定によりがたいときは、委員会の審議を経て、委員長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和 49 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年4月 14 日から施行し、同年4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年4月 1日から施行する。

(出典 本校規則集)

特に寮では棟ごとに担当教員を置き、学生に対する細やかな指導を行っている(資料2-2-①-11)。

資料2-2-①-11

平成23年度寮務担当教員名簿

### 2011(平成23)年度 寮務担当教員名簿

役 職	氏 名	学 科	担 当
寮務主事 (校長補佐)	遠藤 良樹	教 養	総轄・寮務委員長・寮務運営委員長・総務委員・学生委員 ・外国人留学生部会委員・環境保全委員 他
寮 監	福木 洋一	教 養	総轄・寮務運営委員・外国人留学生部会委員
寮務主事補	西村 賢治	電気電子	栄峰顧問・風紀・宿直割振(前期)・寮監代行(火曜)・寮務運営委員
寮務主事補	中道 義之	情報センター	優峰顧問・風紀・宿直割振(後期)・寮監代行 (後期水曜) ・IT管理
寮務主事補	佐藤 崇徳	教養	光峰顧問・風紀・防災 ・寮監代行 (後期火曜) ・外国人留学生部会委員
寮務委員	宮内 太積	機械	翔峰顧問
寮務委員	松田 伸也	機械	翔峰顧問 ・寮監代行 (後期水曜)
寮務委員	高矢 昌紀	電気電子	優峰顧問 ・寮監代行 (前期水曜)
寮務委員	青木 悠祐	電子制御	秀峰顧問・MC管理
寮務委員	出川 智啓	電子制御	秀峰顧問・MC管理
寮務委員	大沼 巧	電子制御	清峰顧問・議事録
寮務委員	山根 説子	物質	明峰顧問 ・寮監代行 (前期火曜)
寮務委員	平田陽一郎	教養	明峰顧問
寮務委員	澤井 洋	教養	光峰顧問 ・寮監代行 (前期水曜)
寮務委員	鈴木 正樹	教養	清峰顧問・防災 23

(出典 寮務主事作成資料)

校長補佐(専攻科長)は専攻科教育課程の編成及び実施, 入学, 退学の許可, 進級及び修了の認定, その他専攻科の教育事項について校長を補佐し, 専攻科担当教員会議(資料2-2-①-12)及び専攻科企画運営委員会(資料2-2-①-13)を運営している。

資料2-2-①-12

沼津工業高等専門学校専攻科担当教員会議規則

(平成 15.6.11 制定)  
最終改正 平成 19.3.14

(設置)

第1条 沼津工業高等専門学校専攻科に専攻科担当教員会議(以下「会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、校長の諮問に応じ、専攻科に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1)教務に関する事項
- (2)厚生補導に関する事項
- (3)入学者の選抜に関する事項
- (4)自己点検・評価に関する事項
- (5)専攻科担当教員の資格審査に関する事項
- (6)日本技術者教育認定機構(JABEE)の審査・認定に関する事項
- (7)大学評価・学位授与機構の審査に関する事項
- (8)その他専攻科の運営に関し、専攻科長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる教員をもって組織する。

- (1)専攻科長
- (2)専攻科担当教員(本校専任の教授、准教授、講師及び助教に限る。)

(議長)

第4条 会議に議長を置き、専攻科長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 専攻科長に事故があるときは、あらかじめ専攻科長の指名する教員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 会議は、3分の2以上の構成員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(企画・運営委員会)

第6条 会議の円滑な運営を図るため、企画・運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、専攻科長及び第3条第2号の構成員のうちから専攻科長が指名する者をもって組織する。

(意見の聴取)

第7条 議長が必要と認めるときは、関係教員に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 会議に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年6月11日から施行する。

2 沼津工業高等専門学校専攻科委員会規則(平成14年3月13日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 16 年4月 14 日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年4月1日から施行する。

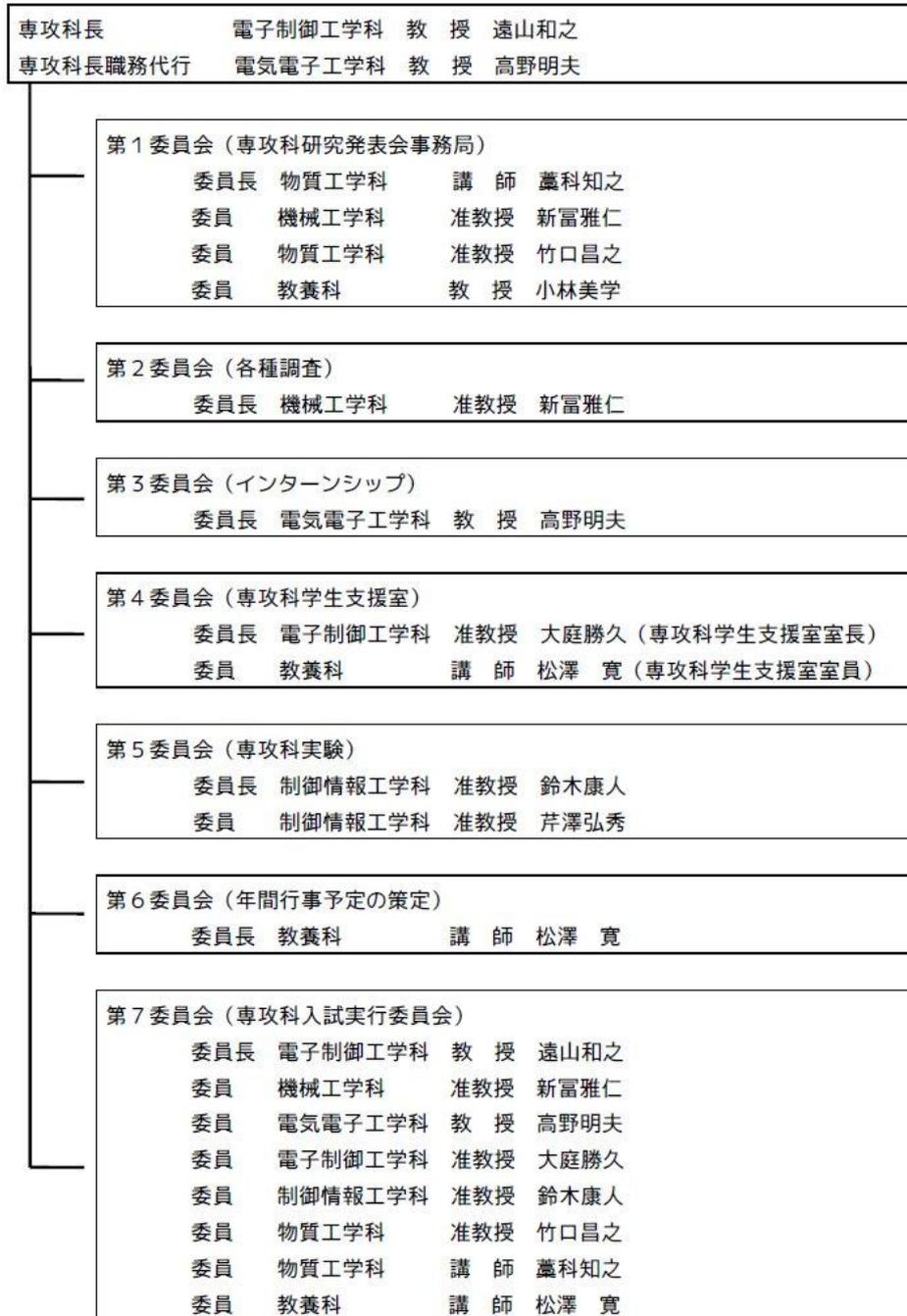
附 則

この規則は、平成 19 年4月1日から施行する。

(出典 本校規則集)

専攻科企画運営委員組織図

平成 23 年度専攻科企画運営委員組織図



（出典 専攻科長作成資料）

校長補佐(特定業務担当(平成 22 年度), 国際交流・FD担当(平成 23 年度))は学生の国際交流及び教員のFD研修会の企画運営について校長を補佐し, 国際交流委員会(資料2-2-①-14)及び教員FD 研修会(資料2-2-①-15)を運営している。豊かな国際感覚とコミュニケーション能力の育成をより図り易くする目的で、国際交流委員会規則を平成 22 年度に全面的に改正した。

資料2-2-①-14

国際交流委員会規則

(平成 2.2.14 制定)

最終改正 平成 22.12.8

(目的)

第1条 沼津工業高等専門学校における国際交流に関する重要事項を審議するため、国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項を審議する。

- (1)外国の大学等との交流協定に関すること
- (2)外国の大学等からの教職員、研究者及び学生の受け入れに関すること
- (3)外国の大学等への教職員及び学生の派遣に関すること
- (4)外国人留学生に関すること
- (5)学生の海外留学に関すること
- (6)その他国際交流に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の掲げる者をもって組織する。

- (1)副校長(教務主事)、校長補佐(学生主事)、校長補佐(寮務主事)及び校長補佐(特定業務担当)
- (2)学科長及び教養科長
- (3)事務部長
- (4)総務課長及び学生課長
- (5)その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員の補欠により、選任された後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員のうちから校長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、国際交流に関する専門的事項を調査協議するため部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年12月8日から施行する。

(出典 本校規則集)

資料2-2-①-15

教員FD研修会実施要項

#### 1 目 的

本校教員を対象としたファカルティ・ディベロップメント研修会を開催することにより、授業内容・教育方法・学生支援体制などの改善・向上について情報提供・意見交換を行うとともに、学外有識者を講演講師及び助言者として招聘し、本校教員の教育・指導力向上などに役立てることを目的とする。

#### 2 実施体制

研修会は、校長補佐(国際交流・FD担当)が主宰し、本校専任の教員が参加する。

#### 3 研 修 会

5月、7月、10月、12月の年4回開催することを原則とする。

#### 4 事 務

研修会に関する事務は、学生課課長補佐が処理する。

#### 5 そ の 他

研修会の運営に関し必要な事項は、運営会議において決定する。

(出典 学生課作成資料)

校長補佐(学際教育担当)は平成22年度に校長の特命により設置された「将来検討WG」の検討結果に基づき、社会経済環境の変化に対応するために医療・福祉分野、環境・エネルギー分野、新機能材料分野の学際教育を行うための「教育課程改定(案)―混合学級と学際教育の導入―」(訪問調査時に提示)を平成24年度入学生から適用するための具体的な教育課程の編成等の事項について校長を補佐し、教務委員会と連携して「学際教育導入WG」を運営している(資料2-2-①-16)。

資料2-2-①-16

平成23年度第1回総務委員会議事要録(抜粋)

### 平成23年度 第1回総務委員会議事要録

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成23年 4月13日(水) 15時00分～17時12分  |
| 2. 場 所 | 校長室   |
| 3. 司 会 | 校 長   |
| 4. 出席者 | 校長 副校長(教務主事) 校長補佐(学生主事) 校長補佐(寮務主事)<br>校長補佐(専攻科長) 校長補佐(国際交流・FD担当) 校長補佐(学際教育担当)<br>機械工学科長 電気電子工学科長 電子制御工学科長 制御情報工学科長 物質工学科長<br>教養科長 総合情報センター長 地域共同テクノセンター長 技術室長 事務部長<br>(幹事)総務課長 学生課長<br>(陪席)総務課長補佐(総務担当) 総務課長補佐(会計担当) 学生課長補佐 |

(略)

#### (7) 学際教育担当報告について

学際教育担当から資料13に基づき以下のとおり報告があった。

- ①平成24年度実施の1年次共通実験検討委員会
- ②ミニ研究
- ③中学校訪問
- ④学際教育科目設定工程

(出典 本校学内限定ウェブサイト)

(分析結果とその根拠理由)

教育活動を展開する上で必要な運営体制が規則等で明文化され、組織的に整備され、必要な活動が行われている。

観点2-2-②： 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。  
 (観点に係る状況)

基準2-2-①で言及した教員会議は、全教員が参加している。また、教務委員会は、専門学科ならびに一般科目担当教員がそれぞれ複数名参加している(資料2-2-②-1)。学生委員会、寮務委員会及びその他多くの委員会も同様である。

資料2-2-②-1

沼津工業高等専門学校教務委員会規則(抜粋)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1)副校長(教務主事)
- (2)教務副主事
- (3)教務主事補
- (4)学科長、教養科長及び専攻科長
- (5)図書館長
- (6)本校教員で校長が任命した者

(出典 本校規則集)

1学年及び2学年のクラス担任は教養科の教員が担当し、副担任は専門学科の教員が指名され、連携してクラス運営をおこなっている(資料2-2-②-2)。

資料2-2-②-2

沼津工業高等専門学校教員組織規則(抜粋)

(学科長及び教養科長)

第10条 学科等に、学科長及び教養科長(以下「学科長等」という。)を置く。

- 2 学科長等は、本校の教授の中から校長が任命する。
- 3 学科長等は、校長の命を受け、次の各号に掲げる業務を行い、当該学科等の運営及び連絡調整に当たるものとする。
  - (1) 当該学科等の運営及び会議に関する事。
  - (2) 当該学科等を代表して意見の具申及び連絡調整に当たる事。
  - (3) 当該学科等の教育計画の立案及び学生の教育指導に関する事。
  - (4) 所属教員の研究の伸展に関する事。
  - (5) 当該学科等に属する施設、設備、機械及び器具等の管理に関する事。
  - (6) 当該学科学生の進路指導に関する事。
  - (7) その他当該学科等に関する事。
- 4 学科長等の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該学科長等に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。
- 5 その他、学科長等の職務に関する事項は、別に定める。

## (学級担任)

第17条 本校の各学級に、学級担任を置く。

2 学級担任は、第1学年及び第2学年は教養科、第3学年、第4学年及び第5学年は専門学科の教員の中から校長が任命する。

3 学級担任は、学科長等及び学年代表と連携し、次の各号に掲げる業務を行い、当該学級の運営及び学生の指導に当たるものとする。

(1) 当該学級に所属する学生の教育指導、生活指導及び厚生補導に関すること。

(2) 当該学級の教務に関すること。

(3) 当該学級に所属する学生の特別活動に関すること。

(4) その他当該学級の運営に関すること。

4 学級担任の任期は、1年とする。ただし、当該学級担任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

## (副学級担任)

第18条 本校の各学級に、副学級担任を置くことができる。

2 副学級担任は、専門学科の教員の中から校長が任命する。

3 副学級担任は、学級担任の職務を補佐する。

4 副学級担任の任期は、1年とする。ただし、当該副学級担任に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任の期間とする。

## (学年代表)

第19条 本校の各学年に、学年代表を置く。

2 学年代表は、当該学年の学級担任の中から校長が任命する。

3 学年代表は、当該学年の運営に関し、必要に応じて主事及び学級担任等との連絡調整を行う。

## (教科主任)

第20条 教養科の各教科に、教科主任を置く。

2 教科主任は、当該教科教員の中から校長が任命する。

3 教科主任は、当該教科の運営に関し、必要に応じて教養科長等と連絡調整を行う。

(出典 本校規則集)

平成 19 年度から学級担任連絡会議を発足し、教務主事の下で学生主事、寮務主事及び担任、副担任が集合し、意見交換を行っている(資料2-2-②-3, 4)。

資料2-2-②-3

担任連絡会議制定の議事録

## 第6回総務委員会議事要録

平成 19 年 10 月 10 日 (水)

司 会：校 長

- 1 前回議事要録の確認 記録のとおり確認
- 2 議題等
- ◎ 議 題
  - (1) 学級担任連絡会議規程の制定について  
学生課長から、資料 1 に基づき説明があり承認された。
- ◎ 報 告 事 項
  - (1) 校長報告(校 長)
    - ①～③の事項について、資料 2 に基づき報告があった。
    - ①中教審「高等専門学校特別委員会」の動向について
    - ②高専・両技科大間教員交流制度による受入者の決定について
    - ③秋季東海・北陸地区国立高等専門学校長会議報告について
    - ④教員顕彰について  
本年度については、推薦を行わないこととする旨の報告があった。
  - (2) 副 校 長(教務主事) 報告
    - ①、②の事項について、資料 3 に基づき報告があった。
    - ①学生現員報告
    - ②東海・北陸地区国立高専教務主事会議報告
    - ③その他  
1 年生に対する教務ガイダンス等の実施、今後の開催予定行事等(臨時教務委員会、学級担任会議、進学説明会の学科紹介リハーサル、技能五輪もてなしボランティア説明会など)について報告があった。  
なお、技能五輪モニュメント(沼津商工会議所青年部募集)の応募状況等について説明があり、本校学生の作品が採択される予定である旨の報告があった。  
また、転科様式の改善、授業時間割掲載の名称変更(補習時間→補習利用時間帯)について追加報告があった。
  - (3) 校長補佐(学生主事) 報告  
次の事項について、資料 4 に基づき報告があった。
    - ①東海・北陸地区学生主事連絡会議報告
    - ②第 3 回学生委員会報告  
なお、学生の諸問題に対する対処等(顧問弁護士の雇用など)について、種々意見交換が行われた。  
また、機械工学科長から、教職員の学内駐車(指定場所以外への駐車)について、学生から苦情が寄せられている旨の報告があり、各学科等において教職員に対し、注意喚起を行うこととした。
  - (4) 校長補佐(寮務主事) 報告  
次の事項について、資料 5 に基づき報告があった。
    - ①現員報告
    - ②活動報告
    - ③活動予定
    - ④生活指導報告
    - ⑤その他

(出典 平成 19 年度第6回総務委員会議事要録)

担任連絡会議開催の連絡例

平成23年6月6日

学級担任連絡会議委員 各位

副校長（教務主事）

学級担任連絡会議の開催について

下記のとおり開催しますのでご出席ください。  
なお、出席できない場合は教務係へお知らせください。

記

日 時 平成23年6月20日（月）16:30～17:00

場 所 選択制教室3・4

議 題

1. 学習支援（特に1～3年生）について
2. 再評価への取組みの指導について
3. 電力15%削減に対する学生指導について
4. その他

（出典 本校学内メール）

各学科には学科長がおかれ(前出資料2-2-②-2), その判断の下で学科会議が、また、教養科では物理と数学のそれぞれの教科担当において教員同士の会議が適宜行われており、各自、教育内容についての審議が行われている。学科会議において、必要に応じ教養科教員も参加し、情報交換が行われている。

平成 18 年度にプレゼンテーション・コミュニケーション能力育成に関する本校独自の外部評価(資料2-2-②-5)を受け、一般科目の英語担当教員と専門学科教員を構成員とする「英語教育検討WG」を立ち上げ平成 19 年度から 21 年度まで3年間に亘り審議を重ねた結果、3, 4年生全員にTOEIC-IPテストを義務付けて英語教育に反映する体制となった。

資料2-2-②-5

平成 18 年度外部評価実施要項

平成 18 年度沼津工業高等専門学校外部評価実施要項

1. 沼津高专では、技術者に必要なコミュニケーション・プレゼンテーション能力を、次のように考えています。
  - (1) 技術者として、自己の研究成果等を正確に他者に伝達する能力
  - (2) 異分野を含む他者の意見を正確に理解し、議論を通じて相互理解する能力
  - (3) 国際化に鑑み、専門的な内容について英語で意思疎通ができる能力
  - (4) 技術者倫理や社会人としての一般常識を正しく認識する能力

2. 学生に上記能力の基礎を身につけさせるため、卒業までに到達すべきレベルとして下記項目を目標として教育を実施しています。

技術者に必要なコミュニケーション能力	沼津高专生が身に付けるべき能力・姿勢	具体例
技術者として、自己の研究成果等を正確に他者に伝達する能力	自分の学習成果などを整理し、適切な表現方法で他者に伝達する能力	国語力(作文) 実験・実習等のレポート作成 プレゼンテーション、研究発表 コンピュータリテラシー
	情報を収集・分析する能力	コンピュータリテラシー 英・グラフ・図の作成
異分野を含む他者の意見を正確に理解し、議論を通じて相互理解する能力	他人の意見を理解し、議論を通じて問題を解決する能力	英語力(読解) ディベート グループでの作業(Project Based Learning)
国際化に鑑み、専門的な内容について英語で意思疎通ができる能力	英語によるコミュニケーション能力の基礎及び専門分野についての英文を読む能力	英生活(低学年全寮制) 英語(読解・作文・聞き取り・会話) 科学英語文献の読解
技術者倫理や社会人としての一般常識を正しく認識する能力	倫理や一般常識を身に付け、広い視野で物事を理解しようとする姿勢	倫理観・社会性 地球的視野(人間社会と自然環境) # (異文化理解) 英生活(低学年全寮制)

3. 今回の外部評価では、これらの目標に関連する授業(国語、英語、卒業研究など)について、率直な評価をいただきたいと考えています。

4. 委員の方々には、これらの授業について、上記の目標を達成するために適切かどうか評価いただくとともに、改善すべき点にお気づきになられた場合はアドバイスをいただきたく、お願い申し上げます。

5. 評価の具体的な進め方については、次のとおりです。

1	7月	「沼津高专としてのコミュニケーション・プレゼンテーション能力育成方針」や、「国語科・英語科・専門学科のそれぞれの育成方針」を説明する資料を作成し、委員に事前送付する。
2	9月	委員に学校までお越しいただき、(1)で送付した資料の説明会及び意見交換会を開催する。
3	9月	必要に応じて委員による授業参観や学生面談を行っていただく。
4	10月	委員から意見書をご提出いただく。
5	10月	外部評価委員会を開催し、「沼津高专におけるコミュニケーション・プレゼンテーション能力育成の現状および今後の育成方針」について議論する。
6	11月	学校としてのレスポンスを作成する。
7	11月	報告書を作成し、手交する。

(出典 平成 18 年度外部評価報告書)

平成 19 年度から 20 年度に工学基礎科目(物理, 化学, 数学)に関する本校独自の外部評価(資料2-2-②-6)を受け, それを機に一般科目の物理・化学・数学担当教員と専門学科教員との連携が以前より密になり, 年に一回程度の連絡会が開催され, 教育内容の改善が図られている(資料2-2-②-7)。

資料2-2-②-6

平成 19 年度～20 年度外部評価報告書目次

## 目 次

I. はじめに .....	1
II. 沼津工業高等専門学校外部評価委員会規則 .....	2
III. 沼津工業高等専門学校外部評価委員会委員名簿 .....	3
IV. 平成 19 年度／平成 20 年度 沼津工業高等専門学校外部評価実施要項 .....	4
V. 沼津工業高等専門学校における工学基礎教育について	
1. 沼津工業高等専門学校概要 (Power Point 資料) .....	7
工学基礎科目 (物理、数学、化学) 概要 (Power Point 資料) .....	21
2. 物 理	
2-1 教育目標 .....	45
教育目標に対する評価 .....	45
2-2 教育課程 .....	46
教育課程に対する評価 .....	51
2-3 教育方法 .....	52
教育方法に対する評価 .....	58
2-4 現状の調査・分析及び課題 .....	59
現状の調査・分析及び課題に対する評価 .....	61
2-5 総合評価 .....	62
2-6 評価シートに対する学校側の対応 .....	63
2-7 その他資料	
1) 2008 年度 シラバス .....	65
2) 試験問題 .....	75
3. 数 学	
3-1 教育目標 .....	97
教育目標に対する評価 .....	97
3-2 教育課程 .....	98
教育課程に対する評価 .....	100
3-3 教育方法 .....	101
教育方法に対する評価 .....	101
3-4 学習の到達度 .....	102
学習の到達度に対する評価 .....	102
3-5 顕在化している問題点と今後の展望 .....	103
顕在化している問題点と今後の展望に対する評価 .....	107
3-6 総合評価 .....	108
3-7 評価シートに対する学校側の対応 .....	109
3-8 その他資料	
1) 2008 年度 シラバス .....	113
2) 試験問題 .....	139
3) その他 .....	167

(出典 平成 19 年度～20 年度外部評価報告書)

資料2-2-②-7

## 理科系科目意見交換会開催の連絡メール

教員の皆様

下記の通り、理科関係の科目(特に物理と化学)について、理科担当教員と各学科・各教科教員との意見交換の会を開きたいと思っております。ご承知のように、学生たちの気質も学力も次第に変化してきており、教員側の情報交換がますます大切になってきました。日ごろ、学生と接して感じていることなどを、気軽に話し合える場にしたいと存じます。年度の変り目で、何かと忙しい時期ではありますが、ご参加いただければ幸いです。

## 理科系科目意見交換会

目的 理科関係科目(特に物理と化学)について担当教員と各学科・各教科教員の間で意思の疎通を図る

日程: 3月31日(木) 15:00-16:00

場所: 選択制34教室

内容: 1. H22年度の実施状況報告とH23年度の実施計画

- 1.1 理科科目全体・カリキュラム
- 1.2 物理について(含 到達度試験の結果報告)
- 1.3 化学について

2. 意見交換(懇談会)

物理教科主任 勝山 智男

化学教科主 小林 美学

(出典 本校学内メール)

なお、高専機構が3年生に実施している数学と物理の到達度試験については、数学及び物理の担当教員が結果を分析して全教員に周知し、全国高専における本校学生の数学及び物理の学力レベルについて専門学科教員と情報を共有している。

## (分析結果とその根拠理由)

教員会議はもとより、教務委員会をはじめとし各種委員会は、一般科目及び専門科目を担当する教員で構成されている。1, 2学年の担任は一般科目担当教員が務め、副担任を専門科目担当教員が務めている。数学、物理・化学系教員と専門科目担当教員との情報交換会や英語科教員と専門科目担当教員からなる英語教育の検討会が開かれる等、多くの機会を通じて一般科目及び専門科目を担当する教員が触れ合い、情報交換と連携が機能的に行われている。

**観点 2-2-③： 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。**

(観点に係る状況)

本校では、校長の下、事務部長が統括する事務部がおかれ、総務課と学生課の二課体制で運営されている。教員の教育活動を円滑に実施するために学生課が学生と直接関わる事項の事務全般を担当している(資料2-2-③-1)。学生課は教務委員会、学生委員会、寮務委員会、図書委員会及び就職委員会の運営を支援している。特に寮務係は寮監を補佐し、寮生の生活指導全般の補助を行っている。

沼津工業高等専門学校事務組織規程(抜粋)

資料2-2-③-1

(事務部、課)

第2条 本校に事務部を置き、総務課及び学生課を置く。

(総務課)

第10条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学校の事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 儀式その他の会議に関すること。
- (4) 学則その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) 内地及び外地研究員等に関すること。
- (6) 学術団体等との連絡に関すること。
- (7) 渉外に関すること。
- (8) 個人情報保護及び情報公開に関すること。
- (9) 郵便物の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- (10) 公印を管守すること。
- (11) 教職員の任免、分限、懲戒及び服務等に関すること。
- (12) 教職員の給与に関すること。
- (13) 教職員の定員及び定数に関すること。
- (14) 教職員の職階に関すること。
- (15) 教職員の研修及び勤務評定に関すること。
- (16) 教職員の衛生管理、福祉及び災害補償に関すること。
- (17) 共済組合に関すること。
- (18) 退職手当に関すること。
- (19) 栄典及び表彰に関すること。
- (20) 労働組合に関すること。
- (21) 人事記録に関すること。
- (22) 調査統計その他諸報告に関すること。
- (23) 校内警備取締に関すること。
- (24) 将来計画に関すること。
- (25) 自己点検評価及び外部評価に関すること。
- (26) 共同研究、受託研究及び寄付金に関すること。
- (27) 科学研究費補助金に関すること。
- (28) 知的財産に関すること。

- (29) 事務情報化に関すること。
- (30) 予算及び決算に関すること。
- (31) 債務の管理に関すること。
- (32) 物品の管理に関すること。
- (33) 会計の監査に関すること。
- (34) 収入及び支出の原因となる行為並びに契約に関すること。
- (35) 収入、支出及び計算証明に関すること。
- (36) 現金、預金及び有価証券に関すること。
- (37) 所得税等の徴収に関すること。
- (38) 不動産の管理及び処分に関すること。
- (39) 職員宿舎に関すること。
- (40) 会計機関の公印の管守に関すること。
- (41) 土地、建物及び工作物の整備復旧に関すること。
- (42) 土地、建物及び工作物の維持保全に関すること。
- (43) 学校環境の整備保全に関すること。
- (44) その他会計経理及び営繕に関する事務を処理すること。
- (45) その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

(学生課)

第11条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者の選抜に関すること。
- (2) 学生の修学指導に関すること。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (4) 学生の学業成績の整理及び記録に関すること。
- (5) 学生の学籍に関すること。
- (6) 学生の実習に関すること。
- (7) 学生の課外教育に関すること。
- (8) 学生及び学生団体の指導監督に関すること。
- (9) 学生に対する奨学金、授業料の減免、猶予及び経済援助に関すること。
- (10) 学生の厚生施設の管理運営及び厚生事業に関すること。
- (11) 学生の保健管理及び保健施設の管理運営に関すること。
- (12) 学生に対する職業指導及び就職あっせんに関すること。
- (13) 学生旅客運賃割引証に関すること。
- (14) 学生寮の管理運営に関すること。
- (15) 学生の入退寮に関すること。
- (16) 寮生の指導監督に関すること。
- (17) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の事務に関すること。
- (18) 図書館資料の受入並びに整理及び保存等に関すること。
- (19) 図書館資料の閲覧、貸出等利用に関すること。
- (20) 図書館における参考奉仕(検索指導、読書相談等)に関すること。
- (21) その他教務、学生補導、寮務及び図書に関する事務を処理すること。
- (21) その他教務、学生補導、寮務及び図書に関する事務を処理すること。

(出典 本校規則集)

演習、実習等の支援については、技術室長の下、技術専門員、技術専門職員及び技術職員を構成員として技術室が組織されており、各学科の要請に対し、技術室運営委員会において、演習や実習の支援担当を決定している(資料2-2-③-2)。

資料2-2-③-2

## 沼津工業高等専門学校技術室規程

## (設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第4号)第12条の規程に基づき、沼津工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、技術室を置く。

## (目的)

第2条 技術室は、本校の学科等の要請に基づき、技術・技能を要する専門業務を行うことにより、本校における教育研究等の業務を支援する。

## (業務)

第3条 技術室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 実験・実習における教育の補助及び技術指導に関すること。
- (2) 教育研究に必要な技術業務、技術開発及び教材作成に関すること。
- (3) 情報システム基盤の維持・管理に関すること。
- (4) 地域共同テクノセンター、総合情報センター、スペース・コラボレーション・システム、マルチメディア教室に関すること。
- (5) 実験室、実習室等の設備・備品等の維持管理に関すること。
- (6) 地域社会との連携に基づく技術協力に関すること。
- (7) 技術の継承・保存に関すること。
- (8) 技術職員の研修の企画、立案及び実施に関すること。
- (9) 技術職員の養成に関すること。
- (10) 学校行事への準備及び支援に関すること。
- (11) 本校の業務の技術支援に関すること。
- (12) その他技術室に関すること。

## (組織)

第4条 技術室は、技術室長、技術長、技術専門員、技術専門職員及び技術職員(建物及び施設の営繕、保守並びに管理に関する事務を担当する技術職員その他これに準ずる技術職員を除く。)をもって組織する。

## (技術室長)

第5条 技術室長は、本校の教授の中から校長が任命する。

2 技術室長は校長の命を受け、技術室の業務を総括する。

3 技術室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (技術長)

第6条 技術長は、技術専門員または技術専門職員の中から校長が任命する。

2 技術長は技術室長の命を受け、技術室の技術職員の業務を総括するとともに、必要に応じ、連絡調整、技術職員の技術的な指導、育成を行う。

## (班・班長)

第7条 技術室に、専門的技術の内容と必要に応じて、班および班長を置く。

- (1) 実習工場班(主に機械実習工場に関する業務を行う。)

- (2) 機械系班(主に機械工学科及び制御情報工学科に関する業務を行う。)
- (3) 電気・電子・情報系班(主に電気電子工学科, 電子制御工学科及び総合情報センターに関する業務を行う。)
- (4) 物理・化学系班(主に教養科及び物質工学科に関する業務を行う。)

2 班長は上司の命を受け, 班の業務を統括し, 円滑な業務遂行に努め, 必要な連絡調整を行う。

(運営委員会)

第8条 技術室の運営に関する基本的な事項を審議するため, 技術室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織, 運営については, 別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか, 技術室の運営に関し必要な事項は, 技術室長が別に定める。

附 則

この規程は, 平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は, 平成20年10月8日から施行し, 平成20年10月1日から適用する。

(出典 本校規則集)

校長の任命の下に, ほぼ全教員が顧問教員として課外活動の指導にあたっており(資料2-2-③-3), 校長補佐(学生主事)が主催するクラブ顧問会議が開催され, 指導予算の決定や年間の指導状況の把握などを行っている(資料2-2-③-4, 5)。

資料2-2-③-3

平成23年度クラブ顧問教員一覧

平成23年度 学生会・クラブ顧問教員

クラブ・同好会名	連絡責任者	顧問教員名					
陸上競技部	渡邊志保美	牛丸 真司	相良 誠				
ソフトテニス部	佐藤 崇徳	平田陽一郎	山根 説子				
バレーボール部	大庭 勝久	長澤 正氏	大久保清美				
バスケットボール部	遠山 和之	永禮 哲生	松本 祐子				
野球部	高橋 儀男	手塚 重久	高矢 昌紀	渡辺 敦雄	鈴木 正樹	市川 周一	
卓球部	稲津 晃司	高野 明夫					
柔道部	松澤 寛	西垣 誠一					
剣道部	澤井 洋	鈴木 久博					
サッカー部	中道 義之	駒 佳明	江上 親宏	望月 孔二	大久保進也		
ラグビー部	井上 聡	小林 隆志	鄭 萬溶				
体操部	佐藤 誠	江間 敏					
水泳部	小林 美学	新富 雅仁	西村 賢治				
合気道部	長谷 賢治	舟田 敏雄					
テニス部	竹口 昌之	古川 一実	後藤 孝信	西田 友久			
スキー部	嶋 直樹	川上 誠					
ハンドボール部	野毛 悟	松田 伸也					
弓道部	芳野 恭士	佐藤 憲史					
空手道部	芹澤 弘秀	宮内 太雅					
バドミントン部	押川 達夫	藤尾三紀夫	大沼 巧				
トライアスロン部	三谷祐一朗	出川 智啓					
吹奏楽部	鈴木 茂樹	齋科 知之					
囲碁将棋部	待田 芳徳	勝山 智男					
ロボコン部	青木 悠祐	山中 仁					
学生会	鄭 萬溶	鈴木 茂樹					
文化サークル連合(科学技術)	鈴木 康人	村松 久巳	大川 政志				
文化サークル連合(文芸・文学)	真鍋 保彦	吉野龍太郎	大石加奈子				

文サ連(科学技術) 機械工学・天文・環境問題研究会・プロコン 文サ連(文学・文芸) 茶道・合唱・軽音楽・E S S

(出典 平成23年3月9日クラブ顧問会議)

クラブ顧問会議開催通知メール

平成23年 2 月15日

クラブ顧問各位

校長補佐(学生主事)

クラブ顧問会議の開催について(通知)

標記のことについて、下記のとおり開催しますので、各クラブから  
1名以上必ず出席願います。

記

日 時:平成23年3月9日(水) 13:00～

場 所:管理棟3階 大会議室

- 議 題:
1. 平成22年度クラブ強化費の執行状況について
  2. 平成23年度クラブ顧問について
  3. 平成23年度クラブ登録手続きについて
  4. 平成23年度クラブ物品要求手続きについて
  5. 平成23年度クラブコーチ委嘱手続きについて
  6. 平成23年度高専体育大会について
  7. 平成23年度シャワー室清掃当番について
  8. その他

(出典 本校学内メール)

資料2-2-③-5

平成22年度実績によるクラブ強化費内訳

	クラブ・同好会名	活動経費 (各クラブ・ 同好会管理)	(基本経費) (学生係管理)	(合 計)	(参考)	
					要求に 対する 配分率	(前年度) 要求に 対する 配分率
1	陸上競技	101,704	(97,480)	(199,184)	33%	35%
2	ソフトテニス	102,811	(60,620)	(163,431)	80%	80%
3	男子バレーボール	108,237	(65,600)	(173,837)	71%	87%
4	男子バスケットボール	143,079	(25,920)	(168,999)	37%	40%
5	野球	143,079	(146,720)	(289,799)	31%	54%
6	卓球	88,677	(45,700)	(134,377)	88%	77%
7	柔道	65,610	(35,700)	(101,310)	81%	79%
8	剣道	25,500	(24,440)	(49,940)	100%	100%
9	サッカー	143,079	(196,000)	(339,079)	69%	70%
10	ラグビー	0	(142,080)	(142,080)	100%	100%
11	体操	19,731	(117,520)	(137,251)	100%	100%
12	水泳	38,000	(19,120)	(57,120)	100%	100%
13	合気道	87,869	(54,840)	(142,709)	93%	49%
14	テニス	116,166	(128,230)	(244,396)	85%	89%
15	スキー	32,000	(129,860)	(161,860)	100%	100%
16	ハンドボール	90,816	(173,320)	(264,136)	76%	82%
17	弓道	76,985	(15,800)	(92,785)	82%	92%
18	空手道	69,040	(49,660)	(118,700)	49%	58%
19	バドミントン	119,125	(21,000)	(140,125)	44%	100%
20	トライアスロン	67,300	(46,180)	(113,480)	100%	74%
21	吹奏楽	124,758	(88,100)	(212,858)	79%	72%
22	囲碁将棋	31,700	(26,640)	(58,340)	100%	100%
23	ロボコン	6,000	(6,900)	(12,900)	100%	100%
24	文化サークル(科学技術)	20,647	(100,000)	(120,647)	75%	78%
25	文化サークル(文芸・文学)	20,647	(0)	(20,647)	52%	36%
		0	(0)			
		0	(0)			
90	保留額	0	(100,000)	(100,000)	100%	100%
	合 計	1,842,560	(1,917,430)	(3,759,990)		

(出典 平成 23 年3月9日クラブ顧問会議資料)

学生のメンタルヘルスに関しては学生生活支援室を設置し(資料2-2-③-6)、支援室長を中心として支援室担当教員とカウンセラーで学生の相談と指導を行っている(資料2-2-③-7)。カウンセラーは教員のメンタルヘルスも担当している。

資料2-2-③-6

沼津工業高等専門学校学生生活支援室規則

(平成 15.11.12 制定)

最終改正 平成 17.3.9

(設置)

第1条 沼津工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、学生生活支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(業務)

第2条 支援室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学習、進路、対人関係、精神衛生上の問題等、本校学生個人が抱えている問題に対する相談及び援助に関すること。
- (2) その他学生の生活支援に必要な資料の収集、作成、提供等に関すること。

(組織及び任期)

第3条 支援室は、次に掲げる支援室員で組織する。

- (1) 室長
- (2) カウンセラー
- (3) 教員 若干名
- (4) 学生課長
- (5) 看護師

2 前項第1号及び第3号に掲げる者は、副校長(教務主事)、校長補佐(学生主事)、校長補佐(寮務主事)、各学科長、教養科長及び専攻科長以外の教員のうちから校長が任命する。

3 第1項第1号及び第3号に掲げる者の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 室長は、支援室の業務を統括する。

2 室長以外の支援室員は、室長の命を受け、支援室の業務に従事する。

(報告及び協力)

第5条 室長は、必要に応じて運営状況を校長に報告する。

2 支援室員は、必要に応じて関係教職員に協力を求めることができる。

3 支援室員以外の教職員が、支援室における相談若しくは援助等が必要と思われる学生を認めたときは、支援室に連絡するものとする。

(秘密の保持)

第6条 支援室員及び前条第3項により支援室に連絡した教職員は、業務を処理する上で知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第7条 支援室の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(出典 本校規則集)

学生生活支援室室員

室員



役職	氏名	所属など
室長	小林 美学	教養科教員（化学）
	渡邊 志保美	教養科教員（保健体育）
	眞鍋 保彦	電気電子工学科教員
	大庭 勝久	電子制御工学科教員
	大久保 進也	制御情報工学科教員
	牧野 初江	看護師
	房間 貞	カウンセラー
	宇治 友子	カウンセラー



(出典 本校学内限定ウェブサイト)

教育活動に必要となる情報は、事務部サーバに一元化され、教職員に提供されている(資料2-2-③-8)。このサーバでは、所属の委員会によってアクセス権限を変える等セキュリティと利便性が確保されている。

沼津高専業務情報HPトップページ

**沼津高専 業務情報** (！詳細情報はログインすると表示されます。)

総務課総務係(運用) / 総合情報センター情報化推進部門(システム管理)

**お知らせ**

トップページにサイト一覧を作成しました。  
ご利用ください。

**データ掲載時の注意事項**

- ※ 本システムではテキストファイル(.txt)の自動日本語変換には対応していませんので、PDFファイル等に変更して掲載してください。
- ※ 掲載データはできるだけoffice2003バージョンで掲載してください。office2007以降のバージョンに対応していないパソコンが多数あります。

**本サイトご利用にあたり留意事項**

ログインしてご利用ください。  
詳細情報はログイン後、左列内のメニュー欄に、業務項目が表示されます。

- ※ ログイン継続時間は60分です。
- ※ 60分以上操作がない場合は自動的にログアウトされます。

利用にあたり、本サイトの利用ルールを遵守してください。

- ・学内規定HP運用方針(未定稿).doc
- ・学内規定HP利用ルール(未定稿).doc
- ・学内規定HP利用ルール(未定稿)別表.xls

- ※ このサイトは沼津高専教職員専用です。教職員以外の会員申請については、連絡をせずに削除します。
- ※ 情報セキュリティの関係上、自動ログイン設定は絶対にしてないください。
- ※ ページ管理及びユーザー登録内容等に関するお問い合わせは 総務課総務係 (joho@numazu-ct.ac.jp)
- ※ システムに関するお問い合わせは総合情報センター情報化推進部門。(icenter-res@numazu-ct.ac.jp)

**ログイン**

ログインID  
パスワード

ログイン

次回から自動ログイン  
パスワード紛失

**サイト内検索**  
ログインしてからご利用ください。

**メニュー**  
トップページ

**カウンタ**  
COUNTER **41347**

**オンライン状況**

オンラインユーザー ▶ 6人  
ログインユーザー ▶ 4人  
登録ユーザー ▶ 156人

**カレンダー**

2011  
03  
日 月 火 水 木 金 土  
27 28 1 2 3 4 5  
6 7 8 9 10 11 12  
13 14 15 16 17 18 19  
20 21 22 23 24 25 26  
27 28 29 30 31 1 2

**マニュアル**  
NetCommons移行マニュアル  
システムのマニュアルです。  
ご利用ください。

**規則集**  
国立高専権限規則  
沼津高専規則集

**リンクリスト**  
検索

(出典 本校学内限定ウェブサイト)

(分析結果とその根拠理由)

教育活動を支援する組織として事務部が設置されており、また、演習や実習等に対する教育支援として技術室が設置されている。課外活動についてコーチ謝金等の支出が定められている。教育活動に必要な情報は、事務部サーバで一元化されて教員に提供されている。したがって、教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているといえる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

各組織は教育の実施に必要な観点から設置されており、教育の実施に即応できる体制になっている。特に総合情報センターは教育のみならず学校全体の情報基盤整備を担当しており、平成 22 年度より事務部のサーバ運用を支援し、学校全体の情報活用の度合いを更に高めつつある。また地域共同テクノセンターは、共同研究に学生が参加する場を提供し、産業の実務に通じた実践的かつ創造的技術者の養成に貢献している。

(改善を要する点)

該当なし。

## (3) 基準 2 の自己評価の概要

本校は、機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、制御情報工学科、物質工学科の5学科からなり、養成すべき人物像である「社会から信頼される、指導力のある実践的技術者」を基に学科毎に教育目的を定めており、本校の教育理念「人柄のよい優秀な技術者となって世の期待にこたえよ」とも適合している。また、5年間の準学士課程の上に、2年間の専攻科があり、機械・電気システム工学専攻、制御・情報システム工学専攻、応用物質工学専攻の3専攻からなっている。3専攻は同一の専攻科教育目標を掲げており、当校の教育目的にも適合している。これらの構成は学則等で定められており本校の教育目的を達成する上で適切なものとなっている。

本校は、教育活動を支援する全学的組織として機械実習工場・総合情報センター・地域共同テクノセンターを設置しており、技術室と教員の連携によって運営している。機械実習工場は全学科を対象に機械工学の基礎教育施設として機能し、総合情報センターは全学科のリテラシー教育の他、学内の情報基盤整備も担当している。地域共同テクノセンターは、地域産業界との共同研究を推進すると共に、総合開発能力のある学生を育成する場として機能している。

校長、副校長、校長補佐、事務部長、課長が出席する運営会議において学校の運営方針に基づく教育課程の基本方針が審議され、その審議結果に基づいて総務委員会において学校の運営体制及び教育活動の詳細が決定され、教員会議で全教員に周知される。教務主事は教務委員会、学生主事は学生委員会、寮務主事は寮務委員会を運営し、専攻科長は専攻科の企画・運営委員会を運営している。なお、即行を要する事項については、校長特命のWGを組織して検討し、その検討結果を運営会議、総務委員会に諮問して決定している。

教員会議をはじめ各種委員会は、一般科目及び専門科目を担当する教員で構成されており、常に連携体制が図られている。1, 2学生の担任は一般科目担当教員が務め、副担任を専門科目担当教員が務め連携して学級運営を行っている。数学、物理・化学系教員と専門科目担当教員との情報交換会や英語科

教員と専門科目担当教員からなる英語教育の検討会が開かれる等、多くの機会を通じて連携体制の強化が図られている。教員の教育活動を支援する組織として事務部が置かれ、教務・学生指導の面では学生課が、演習や実習等の教育支援は技術室が行っている。教育活動に必要な情報は事務部サーバで一元管理して提供し便宜を図っている。学生支援室はメンタルヘルスの面で教員の教育活動を支援している。